

(第九部)

第五回参議院厚生委員会會議錄第二十一号

(二八三)

昭和二十四年五月十日(火曜日)午前十一時二十九分開会

本日の会議に付した事件

○死体解剖保存法案(内閣提出)

○国立身体障害者更生指導所設置法案(内閣提出)

(内閣提出)

○国立公園法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○傳染病予防法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○派遣議員の報告

○児童福祉法の二部を改正する法律案(内閣提出)

○委員(根本重蔵君) 只今より開会いたします。

○委員(根本重蔵君) 先ず日程の第一、死体解剖保存法案を議題に供します。前回に引續いて質疑を続行いたします。

○谷口三郎君 これれはもうすでに大體質疑の済んでおられることが了解されておりますから、この辺で質疑を打ち切つて頂きたい。

○委員(根本重蔵君) 谷口委員の御発議に御異議ございませんか。

○委員(根本重蔵君) 御異議ないと思ひます。

○谷口三郎君 討論を省略いたします。早速採決にして頂きたいと思ひます。

○委員(根本重蔵君) 谷口委員の動議に御異議ございませんか。

○委員(根本重蔵君) 御異議ないと思ひます。

○委員(根本重蔵君) 谷口委員の動議に御異議ございませんか。

○委員(根本重蔵君) 御異議ないと思ひます。

○委員(根本重蔵君) 谷口委員の動議に御異議ございませんか。

○委員(根本重蔵君) 御異議ないと思ひます。

○委員(根本重蔵君) 谷口委員の動議に御異議ございませんか。

○委員(根本重蔵君) 御異議ないと思ひます。

○委員(根本重蔵君) 谷口委員の動議に御異議ございませんか。

○委員(根本重蔵君) 御異議ないと思ひます。

○委員(根本重蔵君) 谷口委員の動議に御異議ございませんか。

○委員(根本重蔵君) 御異議ないと思ひます。

○委員(根本重蔵君) 谷口委員の動議に御異議ございませんか。

○委員(根本重蔵君) 御異議ないと思ひます。

○委員(根本重蔵君) 谷口委員の動議に御異議ございませんか。

○委員(根本重蔵君) 御異議ないと思ひます。

○委員(根本重蔵君) 谷口委員の動議に御異議ございませんか。

○委員(根本重蔵君) 御異議ないと思ひます。

○委員(根本重蔵君) 谷口委員の動議に御異議ございませんか。

○委員(根本重蔵君) 御異議ないと思ひます。

○委員(根本重蔵君) 谷口委員の動議に御異議ございませんか。

第九部

厚生委員会會議錄第二十一号

昭和二十四年五月十日

参議院

認めます。直ちに採決に移ることに御異議ございませんか。

○委員(根本重蔵君) 御異議ないと思ひます。先ず本法案に賛成の方の御起立をお願いします。

(総員起立)

○委員(根本重蔵君) 総員起立と認めます。よつて全員一致を以て可決いたしました。つきましては、尙本會議におきます委員長の口頭報告の内容は、本院規則第四百四條により多数意見者の承認を得なければならぬことになつておりますから、これを委員長において本案の内容及び委員会における質疑應答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することにして、御承認願ふことに御異議ございませんか。

○委員(根本重蔵君) 御異議ないと思ひます。

○山下義信君 異議はございません。報告書の中に是非入れて頂きたいと思ひますのは、死体解剖に供しまする死体の出所でありまして、これは先般質疑の際にも明瞭に相成りましたように、刑務所関係なり或いはいづかの收容所関係から死体が出ますので、その取扱ひにつきましては、十分注意する上にとつて、これを委員会でも申しまして、政府も了承いたしておるのであります。その点特に御注意下さい。ます。以上を報告書の中に御挿入願ひたいと思ひます。

○委員(根本重蔵君) 御異議ないと思ひます。

○委員(根本重蔵君) 御異議ないと思ひます。

○委員(根本重蔵君) 御異議ないと思ひます。

○委員(根本重蔵君) 御異議ないと思ひます。

○委員(根本重蔵君) 御異議ないと思ひます。

○委員(根本重蔵君) 御異議ないと思ひます。

○委員(根本重蔵君) 御異議ないと思ひます。

○委員(根本重蔵君) 御異議ないと思ひます。

○委員(根本重蔵君) 御異議ないと思ひます。

○委員(根本重蔵君) 御異議ないと思ひます。

○委員(根本重蔵君) 御異議ないと思ひます。

○委員(根本重蔵君) 御異議ないと思ひます。

○委員(根本重蔵君) 御異議ないと思ひます。

○委員(根本重蔵君) 御異議ないと思ひます。

○委員(根本重蔵君) 御異議ないと思ひます。

○委員(根本重蔵君) 御異議ないと思ひます。

○委員(根本重蔵君) 御異議ないと思ひます。

○委員(根本重蔵君) 御異議ないと思ひます。

○委員(根本重蔵君) 御異議ないと思ひます。

○委員(根本重蔵君) 御異議ないと思ひます。

○委員(根本重蔵君) 御異議ないと思ひます。

○委員(根本重蔵君) 御異議ないと思ひます。

○委員(根本重蔵君) 御異議ないと思ひます。

○委員(根本重蔵君) 御異議ないと思ひます。

○委員(根本重蔵君) 御異議ないと思ひます。

○委員(根本重蔵君) 御異議ないと思ひます。

○委員(根本重蔵君) 御異議ないと思ひます。

○委員(根本重蔵君) 御異議ないと思ひます。

○委員(根本重蔵君) 御異議ないと思ひます。

○委員(根本重蔵君) 御異議ないと思ひます。

第九部

厚生委員会會議錄第二十一号

昭和二十四年五月十日

参議院

○委員(根本重蔵君) 承認いたしました。尙、本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書に対し、多数意見者の署名をすることになつておりますから、この際可とせられる方は順次御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

谷口三郎 山下 義信

草葉 陸園 中平 常太郎

黒川 武雄 姫井 伊介

今泉 政喜 中山 壽彦

○委員(根本重蔵君) 御署名願はれはなす。

○委員(根本重蔵君) 御署名願はれはなす。

○委員(根本重蔵君) 御署名願はれはなす。

○委員(根本重蔵君) 御署名願はれはなす。

○委員(根本重蔵君) 御署名願はれはなす。

○委員(根本重蔵君) 御署名願はれはなす。

○委員(根本重蔵君) 御署名願はれはなす。

○委員(根本重蔵君) 御署名願はれはなす。

○委員(根本重蔵君) 御署名願はれはなす。

○委員(根本重蔵君) 御署名願はれはなす。

○委員(根本重蔵君) 御署名願はれはなす。

○委員(根本重蔵君) 御署名願はれはなす。

○委員(根本重蔵君) 御署名願はれはなす。

○委員(根本重蔵君) 御署名願はれはなす。

○委員(根本重蔵君) 御署名願はれはなす。

○委員(根本重蔵君) 御署名願はれはなす。

○委員(根本重蔵君) 御署名願はれはなす。

○委員(根本重蔵君) 御署名願はれはなす。

○委員(根本重蔵君) 御署名願はれはなす。

○委員(根本重蔵君) 御署名願はれはなす。

○委員(根本重蔵君) 御署名願はれはなす。

○委員(根本重蔵君) 御署名願はれはなす。

○委員(根本重蔵君) 御署名願はれはなす。

○委員(根本重蔵君) 御署名願はれはなす。

○委員(根本重蔵君) 御署名願はれはなす。

○委員(根本重蔵君) 御署名願はれはなす。

○委員(根本重蔵君) 御署名願はれはなす。

○委員(根本重蔵君) 御署名願はれはなす。

○委員(根本重蔵君) 御署名願はれはなす。

○委員(根本重蔵君) 御署名願はれはなす。

第九部

厚生委員会會議錄第二十一号

昭和二十四年五月十日

参議院

○委員(根本重蔵君) 承認いたしました。文字を入れたものでございます。

○山下義信君 そつちいたしますと、この指導所設置法というものは、つまりこれは行政機関の設置法になるわけでございます。

○政府委員(木村忠三郎君) さうでございます。

○山下義信君 そつちいたしますと、この設置法に基きまして、この指導所の機関に属しまする施設が作られる。こつちういふことになるわけですね。

○政府委員(木村忠三郎君) この法によりまして、そつちういふ事業をいたしなすことのできる施設が作られることになりなす。

○山下義信君 私の尋ねたしてありますのは、大體御答弁で分つておりますが、念を入れて置きたいと思ひますのは、厚生省の中に國立身体障害者更生指導所という一つの役所ができて、そつちういふ國立身体障害者更生指導所に属するところの、こつちういふ目的を持つた施設が、どこか別のところに作られる。こつちういふ法律のよつちうに見えておりますが、それに違ひございませんか。

○政府委員(木村忠三郎君) 厚生省の中に申しまして、厚生省の一つの機関として、こつちういふ指導所が設けられることになるわけでございます。

○山下義信君 厚生省設置法の法案の方にも、厚生省の一つの施設としたしまして、國立身体障害者更生指導所を置くように相成つておりました、そつちういふそれを受け

まして、その指導所につきましては國立身体障害者更生指導所設置法の規定によることになつておりました、これによつて一つの施設ができることに相成ると思ひます。

○山下義信君 これは私が確めて置きたいと思ひますのは、第一條に、「厚生省に國立身体障害者更生指導所を設置する。」こつち置きまして、そつちういふ第四條に、「國立身体障害者更生指導所の位置、名称」云々は、厚生省令で定める。」こつちありますと、本法案はいわゆる國家行政組織法に基き、こつちうの政府機関の設置法であつて、國立身体障害者更生指導所という一つの施設を國立で持つとつちういふその意味の法案ではないように立法の體裁上見えるのであります。それを確めて置きたい、こつちう思ひます。

○政府委員(木村忠三郎君) これは厚生省に設置するといふふうになつておりました、厚生省の附屬機関として設置されるという意味でございます。こつちういふ法律によりましてこの指導所が設置されることに相成るのであります。尙位置、名称等を決定すると思ひます。こつちういふのは、この身體障害者更生指導所が設けられるか、二つ或いは三つ設けられる場合もあるわけでございますが、その具体的な場所を明らかにする、或いはこれにどういふものを附するといふことを明らかにする。これを法律で以て省令に委任した、こつちういふことに相成ると思ひます。

○山下義信君 前の國立光明寮の設置

○山下義信君 前の國立光明寮の設置

○山下義信君 前の國立光明寮の設置

○山下義信君 前の國立光明寮の設置

○山下義信君 前の國立光明寮の設置

○山下義信君 前の國立光明寮の設置

○山下義信君 前の國立光明寮の設置

○山下義信君 前の國立光明寮の設置

○山下義信君 前の國立光明寮の設置

○山下義信君 前の國立光明寮の設置

○山下義信君 前の國立光明寮の設置

○山下義信君 前の國立光明寮の設置

○山下義信君 前の國立光明寮の設置

○山下義信君 前の國立光明寮の設置

○山下義信君 前の國立光明寮の設置

○山下義信君 前の國立光明寮の設置

○山下義信君 前の國立光明寮の設置

○山下義信君 前の國立光明寮の設置

○山下義信君 前の國立光明寮の設置

○山下義信君 前の國立光明寮の設置

○山下義信君 前の國立光明寮の設置

○山下義信君 前の國立光明寮の設置

○山下義信君 前の國立光明寮の設置

○山下義信君 前の國立光明寮の設置

○山下義信君 前の國立光明寮の設置

(55)

のときは、これはやはり厚生省に國立光明寮を設置するというふうになつておりましたので、ちよつとお調べをお願いしたいと思います。

○政府委員(木村忠三郎君) 前の光明寮は厚生大臣の管理に属する國立光明寮、こういうことに相成つておりました。併しその意味は同じ意味であるというふうに解しておるわけでありま

す。

○山下義信君 この第一條の「厚生省に國立身体障害者更生指導所を設置する」という体裁にして置いて、その

して第四條にその位置、名称等は別に省令で定めるといふことにいたして置きますと、この設置法は、どうしても厚生省内に一つの、つまり國家行政組織法に規定してある内部局その他の機關という、こういう行政機關を一應置くということにどうしてもこの法では取れるのでありますが、これは第一條の「厚生省に」といふ、これをやはり

國立光明寮の設置法のように、厚生大臣の管轄下というふうにしたして置くか、設置法にないと思ふのであります。が、政府のお心持はより分る。ですから、この役所を作ろうというのじやない。

○政府委員(木村忠三郎君) これは私共としては、どちらでも同じといふふうに一應解釈されるのじやないかと思つております。尙この点につきましては、法案を書いておきます当初におきましては、光明寮と同じような原案でいたしておつたのでありますけれども、関係方面の指示によりまして、こゝういふふうに改めたといふだけでありまして、その内容につきましては、全然同じであるといふふうに只今のと

ころ理解をいたしております。

○山下義信君 私も趣旨は分つておるのです。ただ法文の書き方の上でちよつと誤解を招き易い点がないかという点でありまして、これでいいというわけでありまして、別に異議があるわけでもないわけでありまして、それを一つ御研究を願つて置きます。法制局を呼んで来てもらつて置きますが、これで差支えない。これは部局の設置的な構成にはならない。こゝうあつてもやはり一つの國立の施設を持つということになるのだ。第四條の省令で位置その他を決めるといふことと第一條とは決してそこに混線はないといふこととをございませう。本員は異議はござい

ません。

○政府委員(木村忠三郎君) 只今お話にございまして、私共の方でも同じように一應理解したものであります。が、その点もう一應念を押して確めて見ることにいたします。

○藤井伊介君 身体障害者の更生指導で最も大切なことは、病院から職場への中間指導施設と思ふのであります。即ち病院や療養所等において治療を終了した者は社会に出てすぐ生活活動はできないので、更に医師の注意指導の下に極く軽い起居歩行動作から作業訓練、進んで職業指導に至るまで、同じ施設で一貫して組織立つた総合的な更生指導を受けることが必要だと思はれるのであります。今回提出されたこの法案におきましては、職業指導のことについては何ら触れられていないのであります。これは第二條第一項第二号にある必要な指導及び訓練の中に当然含まれておるのか、或いは又職業指導は全部労働省所管としてこの

施設においては触れないで、その前の段階の作業訓練までを実施するのであるか、それでは誠に不徹底であるのであります。その点はどうか。尙、今度提出された職業安定法の一部を改正する法律案の第二十六條の二との関係がどういふふうになるのであります。そのために職業指導のことは触れないでも実際の仕事はやつて行けるのかどうか。要するに治療のアフターケアを全うするためにどこまでも本人が中心でなければならぬ。それが行政上の分野に傾倒されてはならないと思ふのであります。以上の点を先ずお伺いいたします。

○政府委員(木村忠三郎君) 只今の藤井委員の御質問にお尤もなものであります。今回國立身体障害者更生指導所を新たに設置いたしましたので、従来から身体障害者に対しての更生のためにやつておりました收容授産施設といふものの外に、新たにこゝういふ施設を作ることになったといふふうにと考えましたのは、実に今般井委員のおつしやいましたような趣旨に従つてやりましたといふところであつたのであります。この身体障害者の職業指導につきましては、昨年の身体障害者の福祉に関する法律を研究いたしましたとき以來、十分研究いたしたものであります。厚生省といひましたし、労働省と、しばしば折衝を続けて参つた次第であります。その大要を大体申上げますと、現在医療その他社会的な援助面につきましては、厚生省が行いまして、職業指導の面は従来労働省がこれを行つたことになつて、その

点は所管がはつきりいたしております。

す。従来終戦前におきましては、これらの問題につきましては主として軍事保護院の方でやつておりました関係から、一つの施設で以て一貫してこゝういふようなことをやるという建前を取つておつたのでありますけれども、終戦後におきましては厚生省、労働省に分れました。これは労働省の所管といひましたし、これは労働省の所管といふことになりました。身体障害者の職業指導は、それは労働省でやる、その他の生活の援助或いは医療管理といふ面ににつきましては厚生省がこれをやるということに分れてしまつたわけでありまして、併しながら今お話がございしましたように、身体障害者の中で本當に身体障害の著しいものにつきましては、医療が終了いたしましたものとす。職業指導所に入つてやれるといふたようなものは極めて少いわけでありまして、只今お話がございましたように一定の期間養護の訓練或いは作業の訓練といふたようなものを施さなければ、職業指導所の教育には堪へ得ないといふ状況にあるのであります。又職業指導所に入り得るような者は、身体障害者といひましたし、障害の程度が極めて軽いといふことになつたのでございす。従いまして我々といひましたし、は、只今申上げました通りに、一つの施設で以て作業訓練から職業指導まで一貫してやるという施設がどうしてもなくちやならないといふふうにと考えておるのであります。そこでこの問題につきましては、労働省と相談をいたしまして、当初といひましたし、職業指導の中で身体障害者の職業指導、特に軽度のものは除きまして、或る程度重い身体障害者の職業指導につきまし

ては、これはその権限を厚生省に移管したかどうか。そうして厚生省におきましては、そのいふものにつきましては、一貫した施設で以て一貫した方針で指導するといふふうにして行くのがいいのではないかとこゝういふな話合をいたしたわけでありまして、併しこの点につきましては、労働省といひましたし、は、併し今度提出された職業安定法の建前からいひましたし、是非とも労働省の所管となつておきます。將來もそうしてやつて行きたいといふ強い希望を拂つておりました。その点話合が付かずには現在までに至つたわけでありまして、この期間におきまして、この國立身体障害者更生指導所を作るにつきます。労働省の方で職業指導の面はやるけれども、これは厚生省に委託してやる。厚生省の國立身体障害者更生指導所に委託いたしました。そうしてそこで委託を受けて、こゝで一貫してやる。従いまして職業指導面につきましては、労働大臣の監督には服しますけれども、身体障害者更生指導所は一貫してやれるような建前にしたいといふふうなところまで一應話が妥結いたしましたのであります。その後いろいろな事情によりまして、本案を提案いたしました際には、その職業指導を委託を受けてやるという規定につきましては、これを削除するといふことと止むなきに至つておるわけでございます。これはやはり関係方面におきまして、労働省に職業指導が所管されておる以上は、飽くまでもこゝういふ点は労働省がやるべきものであつて、厚生省に委託するといふ規定を設くべきではないといふ非常に強い意見がございまして、この規定が削除されたやうなわ





本案に関する委員長の口頭報告の内容は、本院規則第四條によつて、予め多數意見者の承認を経なければならんことになつておりますが、これは委員長において本案の内容、本委員会における質疑應答の要旨及び表決の結果を報告することといたしまして、御承認願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(谷口三郎君) 御異議ないものと認めます。それでは本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書につきましては、多數意見者の署名を要することになつておりますから、本案を可とされる方は順次御署名を願います。

多數意見者署名  
草葉 陸園 黒川 武雄  
小杉 イチ 堀井 伊介  
今泉 政喜 中山 壽彦  
井上なつゑ

○理事(谷口三郎君) 御署名漏れはありませんか。御署名漏れはないと認めます。

○理事(谷口三郎君) 次に傳染病予防法の一部を改正する法律案について御質問がございましたらばどうぞ。○重議權圖 此の改正法律案は、提案理由の説明にもありましたように、衛生行政機構の改革に伴います点なり、或いは從來の防疫職員の都道府縣の駐在を廢止して、都道府縣に委譲します問題なり、衛生組合の解散に伴いますその他の問題なりについての当然の結果としての改正でございますから、他に御質問がなければ、直ちに討論採決に入りたいという動議を提出いたします。

○理事(谷口三郎君) 只今の草葉委員の動議に對しまして如何でございますでしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(谷口三郎君) 御異議ないものと認めます。それでは質問を終りまして討論に移りたいと思ひますが。

○重議權圖 内容を詳細に検討いたしますという、討論もないことと存じますので、討論を省略して直ちに採決に入りたいという動議を提出いたします。

○理事(谷口三郎君) 御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(谷口三郎君) 御異議ないものと認めます。それでは採決に入ります。傳染病予防法の一部を改正する法律案につきまして、原案通り御賛成の方は御起立願ひたいと思ひます。

〔総員起立〕

○理事(谷口三郎君) 全員起立、本案は可決いたしました。尚、本會議における委員長口頭報告の内容は、本院規則第四條によつて、予め多數意見者の承認を経なければならんことになつておりますが、これは委員長において本案の内容、本委員会における質疑應答の要旨及び表決の結果を報告することといたしまして、御承認願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(谷口三郎君) 御異議ないものと認めます。それから本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出する報告書につきましては、多數意見者の署名を要することになつておりますから、本案を可とされる方は順次御署名を願います。

多數意見者署名  
草葉 陸園 井上なつゑ  
小杉 イチ 黒川 武雄  
堀井 伊介 今泉 政喜  
中山 壽彦

つて生活保護法による扶助額を増額するといふことが必要である。もう一つは、勤勞收入により、授産收入によりたる収入を直ちに生活保護法の扶助額から差引いておきますこの現在の状態を改め、そして差引くことのないようにして、できるならば更生資金、自力更生のための資金とか、一部はその方法で蓄積するとか、適當なる、實際の未亡人の生活に即應した処置を取つて頂かねばならんと、各地とも、又實際上の問題におきまして、その声が高かつたのであります。我々委員といたしまして、以上の点を痛切に感じたのであります。殊に愛知縣におきます打合せ会等で、軍政部等の関係者の御出席等も求めて、いろいろと實際の状態についての調査をいたして参つたのであります。結局現在の生活保護法は形式は流れておつて、從つて生活費は極く少額であつて、むしろ子供の多數を持つてゐる未亡人に對しては、實際生活のできるだけの費用を支給せよ。三人、四人、五人を持つてゐる母親に授産所へ通へといふことが無理な話であつて、これはもうすでに授産所へ通わずに、いわゆる多數の子女を有する者は生活保護法の扶助だけで生活のできるようにして行かねば何にもならぬのではないかと、結局極端な例を以て或る人が申し出ておりましたが、生活保護法の扶助費も實つておるが、それは本當の生活のぎりぎり一杯をそれで満たすといふことではなく、むしろパン／＼を作るやうな状態にならざるを得ない現在の實情であるから、この実情を打開せねば駄目だといふことが隨く一般的に叫ばれておつたのであります。この点は我々出

張調査に参りました者が同様に感じた点でありまして、從つて生活費を生活し得る限度に引上げ、殊に授産等は子女を多數持つてゐる人には無理である。それから授産によつて得た費用を直ちに減額するといふことも實情に即せず妥當ではないから、この点は至急改むべきである。生業資金の現在の金額は誠に僅少であつて、實際の状態に即應し得ないので、ミシン一台も勿論買えない状態であり、殆んど實情に即應しない生業資金の給付になつておるから、この額を増額して欲しい。それから未亡人、子を持つた母の職業につきましたも、職業輔導を多角的に取上げて指導して欲しい。或いは未亡人を兒童福祉施設の職員として採用するやうな方法を取るために、看護婦なり、縫紉なりの養成をいたすとか、或いは又職業としての内職の輪、資金の相当高いものを斡旋するといふやうなことを、相當統制ある方法で取つて欲しいといふやうなことが強く要望されておつたのであります。又授産所におきます状態を調査し、且つ各方面の意見を綜合いたしますと、私共調査に参りました委員といたしまして、先ず現在の授産所は大体において資材がなく、工資が安く、誠に真れた状態であるといふのが大體の状態であつたのであります。從つて資材を斡旋し、工資が、少くともこゝろ公共的な事業であり、社会事業でありますために、税金等が免ぜられておりますに拘わらず、一般の工場六割以下であるという状態でありまして、これは結局もう少し工資が上つて来るやうな方法も相當取つて来ねばならない當面の急務であるやうと存じたのであります。

す。そうしてこれも全く授産に対する行政の不統一が一つの原因になつておるのではないか。従つて授産行政に対する行政の統一を取つて来るという方法を講じなければ、この問題の解決は困難であらうと感じたのであります。未亡人の問題、いたしまして一つの大きな問題は、子供の教育の問題でありまして、この教育の問題につきましては、未亡人は異口同音、將來を案じながら何とか育英の制度の確立、殊に義務教育である新制中学校までの程度においてでも月々相当多額な費用を要する状態であるから、この義務教育の場合においては、未亡人は學費を負担しなくては十分勉勵のできるような方法を取つて欲しいというのが勉勵の要望であつたのであります。且つ又それ以上の高等教育を受けます場合には、現在の育英会の事業をもつと充分充實化されて、そうしていわゆる上級学校に進み得る能力ある者に對しては、國家がさうな途を開いて欲しいという要望が勉勵かつたのであります。保育所、託兒所の増設並びにその時間の延長、母子寮の増設、それから更に庶民住宅が本卒度も政府事業として相当できるのであります。その二個程度を未亡人のために一つの枠を設けて、そうして未亡人の住宅問題の解決に是非費して欲しいという意見が相當強く出ておるのであります。又兒童厚生施設といたしまして遊藝場なり、遊ぶ所とか、或いは保育をしながら、運動をしながら子供に遊ぶ所なりというようなものを、もう少し文化的に、兒童福祉法ができた機会に、今後政府は強く指導しながら設置して欲しいという意見が相當強く出ておつたのであります。

更に、政府は生活保護法の適用者以外の人に對して、病氣になつたときに健康な間は適當な仕事があつて、子供も母親も健康である場合には適當な仕事があつて収入がある場合には心配がないが、蓄えが一つもないので、病氣になつたときには忽ち困つて来るから、従つて生活保護法の適用者でなくとも、未亡人に對しては生活保護法の医療だけは一つ適用さして欲しいという意見が出ておつたのであります。その外に母子の町を作る、或いは母子寮その他を地方で作る場合に國庫補助をお願いしたいという意見でありました。最後に、未亡人の問題の解決にはどうしても未亡人自体が奮起をして、自覺をしてやつて行かねばならぬいから、その奮起自覺をする一つの基本として、未亡人会の市町村における結成、更に都道府縣における結成、更にこれを強くした一つの全体的の結成という段階まで進んで來なければならぬので、この未亡人会の結成ということについても、未亡人自体、その他關係者自体も痛切に感じておるから、そういう方面に對しても十分政府なり、國會なりに強力に援助して欲しいという意見であつたのであります。又税金の問題につきましては、夫を持つておる妻は税金の對象からは控除されておる。然るに夫が死んで自分一人で働いておるときは当然そういうことは考えられないで、夫と同じ立場における納税の義務を負わされておるといふことは誠に苦痛である。又地方税にいたしましても同様な狀態であるから、未亡人に對しては税の減免という点について可能な方法を考へて頂きたい。供出の問題においても農村における未

亡人は、同じ耕地を同じ反別をいたして  
ておる場合において、男子と比べて、  
男子程の力と、それから体力とがな  
い。又子供を育てて行かなければなら  
んという、いろいろの懸條件があるか  
ら、供出の場合においても、未亡人に  
對しては供出の減免という点について  
相當政府は考慮して頂きたい。且つ最  
近の經濟情勢においては誠に精神的に  
困つて、精神的な最も弱者になつてお  
るから、こういう点につきましても、  
全國的な母と子に対する一つの國民的  
な運動を起して頂きたいという意見が  
強く出ておりました点を御報告上げ  
ます。

次に、各施設を觀察いたしましたた  
が、こういう点につきましては、いず  
れも報告書に詳細御報告申上げる予  
定でございますから、それによつて御  
承を願ひたいと思ひます。又團體統  
合の問題につきましては、これも地方に  
よりまして強い意見がありまして、具  
体的に申上げますと、すでに済生会  
というよりうなものの、明治四十三年、  
治天皇が他に医療の道なき者の天壽を  
全うする意味においてなされた御下賜  
金を元にして作られた済生会という医  
療機關も恩賜財産であるが、現在では  
殆んど無料診療というものをいたして  
おらずに、普通の診療機關と同様であ  
るから、かようなものはずでにその使  
命を終つてしまつたのであつて、従つ  
て或いは赤十字或いは済生会というよ  
うなものは、別々に嚴然として置く必  
要はないのではないか。済生会等はす  
でに本部と支部との關係においては、  
大した金銭的な經濟的な援助關係も  
なくなつておるといふことであります。  
それから同胞援護会におきましても同

様であります。本部と支部とにおいての経済的な関係もなく、又同郷後援会自体もすでにその使命は一應達したから、今度は現段階における社会の実情に即應した施設として切換えて行くべきであるという意見が相当強くありまして、殊に大阪では一つの構想として、こういう団体を全部一本にしてしまつた協議会というものを作つて、そうしてできるならばその協議会の中に全部をコンクリートしてしまつて、そうしてそこから一つの事業別に発生する社会事業というのが、今後新しく出て来るべきものじやなかろうかというよ  
うな構想を以て、すでに関係者が集まつて進んでおる状態であつたのでありまして、これは誠に一つのいい行き方方心は、共同募金の現在のあり方であるという点であります。これはどこの縣もさうな意見が出ております。共同募金の事業体というもの、全然違つた一つの共同募金の機關ができて、そうしてそれによつて社会事業は配分を受けておる。従つて今後社会事業が生ずるためには、共同募金の御機嫌をそこねては全然駄目になるというような状態でありますので、共同募金の今後  
の行き方ということについても、強い批判を各地ともしておつたのであります。この点につきましても、報告書等で詳しく一つ御報告申上げて置きたいと存じますから、御了承を願いたいと思ひます。

その他団体といたしましては、或いは民生委員連盟、或いは社会事業協会その他の点につきましても同様、現在の戦後の日本の実情に即應したやうな網成替えをすべきものであるというの

が、私共の参りました各地の実地の意見でありまして、むしろそれが中央本部によつて適な現象を來して、それができないような状態になつておるから、早くさような方面に國會等が進んで頂きたいということでありました。人口問題につきましては、大阪を中心にして、相当突つ込んだいろいろな意見が出ました。これも一々ここで御報告申上げるとは、他の委員から御報告がありまじよりから、私から御報告申上げる煩を避けまして、報告書を作成いたしまするので、どうぞそれによつて一つ御熟読を願いたいと思ひます。

要しまするに、今回の現地調査は、参議院の厚生委員会といたしまして、独自の立場からそれ／＼從來と違つた調査の方法を取りまして、本當に問題の核心に触れながらその解決の实体を掘んで行こうというので、各委員晝夜兼行で勉強して参つたような次第でございます。以上御報告申上げます。

○理事(谷口三郎) 次に、中平委員に廣島縣の御觀察の模様を御報告願ひます。

○中平常太郎君 それでは第二班の廣島縣の調査報告を申上げます。

第二班は岡山縣と廣島縣でありましたが、岡山縣の方は姫井委員から御説明がある筈であります。廣島縣は廣島市の原爆慘禍によりまして、終戦の動機となり、或る意味において更生日本の生みの親とも評すべき極めて大切な縣であり、従つてその市民の慘禍は母の生みの苦しみとも解すべく、今や世界如何なる國においても廣島市を知らない者はなく、又これが復興は、將來の平和のシンボルとして深い意義を持つ

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|--|--|--|

く出ておたのであります。供出の問題においても農村における未それから同胞援護会におきましても同編成替えをすべきものであるというのの平和のシンボルとして深い意義を持

つてのこと申すまでもないが、我々議員がその廣島縣の更生問題を調査するに當つて、かかる心算の下に限られた問題について調査をした次第であります。我々の調査の目的の範圍においては、空前的檢閲の跡であるから如何やと懸念したのであるが、案外よくできてゐる。國への要望として五〇%補助されれば、縣は断然各種の施設を敢行せんとするまでも予定してゐるが、本年は大幅減になつたので、実現できないことは同様に堪えないのであります。廣島縣のごとき特殊の縣に對しては、政府はこれを卸し並みに取扱わないで、十分予算の割當をなすべきであると思つております。廣島縣の生活保護の実態は、大體被保護世帯は十七万七千七百世帯であり、その数は四万二千三百三十二名であつて、縣民の二・一%であります。給與金額は、一ヶ月に廣島縣は二千二百三十八万四円程給與金額を出してゐますが、これを四人家族の一ヶ月にいたしますと、二千三百三十一円でありまして、一人が一日十七円七十六銭の生活保護費が出てゐるのであります。又先程直葉委員が報告された通り、これでは到底生活はできない。一人が十七円七十六銭の計算になつておりません。これは大官もお見えになつておりますから、よく覚えておいて頂きたいと思つてゐます。民生委員の現在数は四千三百八十七名でありまして、中に婦人が一千二百二十名であります。これは全國では愛知縣に次ぐ婦人委員の多数縣であります。引揚者等に対して出してゐる、困る者に出してゐる生業資金は、現在五千四百萬圓程出してゐますが、これらの貸付の狀態は順調であり

まして、返還が五〇%見込まれておりますが、そういう程度でございます。住宅の問題といつたしましては、引揚者が二十二万三千三百七十一人ございまして、これが十四万一千四百六十五世帯、元の軍人が五〇%、一般が五〇%でございます。そのうち住宅の必要な家庭が現在一万四千三百六十二世帯でございます。廣島縣における住宅問題は、ただに厚生問題のみならず、建設省において特別な積極的な考慮を要するものと我々は考えた次第であります。社会事業團體といつたしましては、恩賜財團同胞援護会の廣島支部、これがございまして、各地方事務所ごとに支會、或いは分会を設置して委託施設、或いは法外援護等に活動してゐるが、現在本部職員が十三名で、予算も千四百萬圓ぐらゐり持つており、又共同募金は百四十五萬圓配付を受けておりますが、事業施設も廣島縣において三十二施設持つております。それで他縣に比しまして同胞援護会の施設の大きいことは、廣島縣は割合に同胞援護はよくやつております。それから廣島縣の民生委員連盟は自主的啓蒙或いは連絡、統制機關で臨時協議會、講習會、座談會等をやつておりまして、民生事業に對しましては模範地區を二十二ヶ所作つて、そして民生事業の推進を図つてゐることは大変結構なことだと思つております。廣島縣の社会事業協會は縣の知事が名譽會長になつて、参議院議員の山下義信君が會長でありまして、各層の有志、有力者が三百六十名ぐらゐり構成されてゐますが、これは事業といつたしましては、府中の静和園でいろいろな事業をやつておりますが、似島学園、これは養護事業であります。この二つを持つております。これが二十三年度の予算では、施設の予算は別といたしまして、百七十二萬圓であり、共同募金は八十九萬圓の配付を受けております。今度本協會では山陽記念館を社会館にするために三百萬圓を投じて清々建設中でございます。誠に有意義な仕事をしておるようと思われまして、引揚者対策の専門委員會などもありますが、主として今申上げた三つの團體が主たる社会事業團體でございます。児童福祉委員會の方は四つの専門部會に分れておりまして、相當福祉委員會は活動いたしてあります。児童養護部會、同じく施設部會、同じく母子保護部會、同じく児童相談部會がございまして、児童相談所は三ヶ所しかございせんが、いずれも多忙であるといふことでもあります。廣島の母子寮は同胞援護会の委託経営でありまして、六十三世帯、百八十九人収容してありますが、先日新聞にあつた内紛事件があつたのであります。慎重に調査いたしました。二回未亡人會を開きまして、入寮者の意見なども時間をかけて調査したのであります。真相が大體判明いたしました。内部の設備は誠に不完全であつて、人事その他幾多改善を要する点があり、縣並に市において十分善処するとの確言を得たので、今後の施策を見ることにいたしました。これに對する感想はあとから申し上げます。それから光の園、カソリック教會の経営の光の園は孤兒院、五十人収容してありますが、その規模は設備模範的で、誠に清潔であつて、豊かな宗教的雰囲気の中でびがみのない純真

な發育を念としておられます。似島学園は戰災浮浪兒の施設でありまして、入園者は百五十二名、廣島縣社会事業協會が経営いたしております。元軍部の火藥庫の所在地の建物を改造したものであつて、土地は七萬坪、寮並にに學校経営は相當事業を擧げてゐる。授産所としては木工、建築、漁業、農園、養豚などである。廣島市のごとき特殊な事情のある土地においては、似島の良好な学園は、よろしくこれは獨立にして十分設備を行い、廣く且つ理想的に孤兒、浮浪兒の学園として活用すべきであると思つた次第であります。戰災兒童育成所、これは山下義信君の経営であります。入所兒は八十五名で、土地は二千五百坪、建坪四百五十坪。こゝはさすがに山下君が高遠な理想を凝結され、入所兒は一切がみ根性を起さないように中流家庭の兒女の養育に準じて、起居飲食等に注意を拂われ、殊に同氏の御家族子女を孤兒と一緒に養育せしめておられることは誠によいことであると思つたのであります。予算は一ヶ月三十萬圓ぐらゐで、共同募金は四十五萬五千圓の配付を受けておられる。廣島縣の社会事業の施設は現在百七十四施設ございまして、特に二十四年度において急務を要するものとしては養老院、浮浪兒の收容所、母子寮、引揚寮、保育所、助産院等は絶対に必要であつて、従つて一施設でも今年度厚生省は特に考慮をいたさるべきであると考えております。又日赤の廣島支部は全國的に有数の支部であつて、活動の分野も廣く、組織もがっちりとして利用者も多く、原爆當時職員が死亡が五十一名、入院患者

が五名、負傷者は職員が二百五十名、患者が百九名、建物は全壊又は破壊、備品焼火等、目も当てられぬ中に一般救助に努力し、又一方救急復旧に努められた、病床は二百五十九であり、入院外來は大體平均八百名程度であります。看護婦養成所は五十名ぐらゐりまして、目下看護院として施設の拡大を申請中であります。こゝで指導者階級の座談會を開き、原爆による妊娠並びに出産率、或いは放射能の影響、又人口問題、社会事業團體等の状況を調査報告を受けました。A B C C D クター鈴木氏、これは二世であります。が、わざ／＼臨席されまして、原爆の影響の調査研究のための米國の大規模な方策の一部を聴取いたしました。原爆影響研究所、この原爆の影響の研究については、この研究所を中核として米國側で眞剣に調査が進められ、各種の機械もすでに振付けられ、廣島、長崎、佐世保の三ヶ所より同じ種類の條件のものを各般に亘つて蒐集、例えは一定年齢の同程度の少年の普通状態と被爆、或いは放射能被害者の發育、智能、生理方面、或いは被爆物質の變化、生物のその後の發育状況、妊娠並びに出産率等、廣く且つ恒久的に調査研究するので、米國よりと日本よりと約百人ぐらゐり専門學者、技術者を集中する。その宿舎等多額の経費を投じてすでに計画進行中であります。設備等を見学したが、まだ我が國にはないような機械が多数で、大掛かりなものもある。多数の犠牲者を出して試験台になられた廣島こそ誠に同情に堪えない次第であります。駅前の大火災の跡を視察して罹災者などより復興に關する陳情を聴取した。重ね／＼の不幸で同

第九部 厚生委員會會議第二十一号 昭和二十四年五月十日 【金澤】

情に堪えない次第である。厚生省はできる限り、これが復興並びに生活困窮者等に集團を対象とする方策を講じられたいと思つております。

ここに私が痛切に感じたことは、母子寮とか、收容所とか、各種の社会施設について、その根本理念というものが、心構えというものが、これがやがてとすると旧來の慈善事業観念を脱していない。經營の側と、即ち治者と收容者、即ち被治者との關係に置かれておる傾向が強い。これは全く根本理念が間違つておると思ふ。元來憲法二十五條によつて、健康にして文化的な生活を保障されておる建前から申しても收容は慈善的ではない。或る意味において対等である。又經營者は世話をするのみである。であるから入寮者に対しては、その一般に必至な經營上の取締りの大綱は必要であるが、或るべく入寮者の自由自治を認めて行くというように運営すべきである。この点が官公形式になつたり、封建的になつたりすると、入寮者に不平を生じ、又反対に行き過ぎるくらいにまで反感を醸成するものである。この点は各方面、各施設において、特に根本理念として留意すべきであると痛感した。この点については厚生省においても何らかの啓蒙というか、指示というか適當な処置を取られたいと思ふのであります。

右のような次第でありまして、報告書にはもう少し詳しく書いてありますけれども、時間の關係がありますので、口頭報告はこの程度に止めて置きます。要するに實際全國にあるところの施設の中に入つておる者と施設の經營者との間が、官僚的になることがこの事業の振興上に非常に障害になる。

入る者に決して卑屈な態度を持たすべきではない。対等であるということの觀念が經營者の側になければならぬといふことに対してはこのままではいけない。厚生省において何かの処置なことを申上げたいと思ひます。右御報告申上げます。

○理事(谷口三郎君) それでは午前中はこれを以て休憩いたします。午後は一時半から再開いたします。

午後一時四十分開会  
○委員(堀本重雄君) 午前中に引続き委員会を開会いたします。報告の引続きをいたしまして、堀井委員から觀察報告をお願いいたします。

○堀井委員(堀井君) 院議によりまして、社会事業團體の地方組織及びその事業状況等調査のため中平、谷口両委員と私の三人に草間専門員並びに警察委員部主事を加えた五名を第二班といたしまして、四月二十七日午後出発、二十八日午前岡山府、予定の通り岡山縣、廣島縣及び大阪府の調査を終り、五月三日帰着いたしました。今私はそのうち岡山縣におけるものにつき、主なる見聞事項を調査要目に従ひ以下簡明御報告申上げます。

調査は施設による分組とせず、府縣担任をいたしましたから、若干他の報告者と重複するものがあることを御了承願ひます。行政状況や團體施設等の内容の詳細は時間の都合上別冊の資料に譲ることといたします。調査行程は、縣廳における座談会で縣狀並びに關係諸團體の概況聴取の後、岡田厚生館、岡山市役所、仁愛館、少年の丘、日赤

病院、聖心愛子会を巡訪して、二十九日午前廣島へ向つたのであります。

一、社会事業團體の地方組織及びその事業状況、A B Cに小分けをいたします。

A、日本赤十字社岡山支部、災害救助の機構、設備、物資及び資金の整備充実に努力しておることとであります。向日赤本社における今一段の民主化を望むとの話がありました。

B、済生会岡山縣支部及びその病院、医療扶助、健康保険の外、生活困窮者を優先的に診療して、料金を取つておるいわゆる有料患者も料金の二割引をいたしております。併し設備不全なため法定の基準に達しません。現在医師七名、看護婦七名、收容患者三名に過ぎません。独立採算のためには経営が困難であります。一方都市計画上移轉改築を要するから増築にもかかれないう状況であります。縣の支部とは財政的關係が切斷されてその交渉は非常に薄くなつております。ここでの要請は、病院の移轉と整備に要する建設費に對し何らかの方法による國又は縣等の補助或いは低利資金の融通を希望いたしました。設備が整備すれば独立経営は可能ということであり、日赤との合併につきましては、むしろ希望を言つております。

C、岡山縣共同募金委員会、二十三年度の目標額は二百萬円で、應募額が二十四萬八千円、九七%強であります。應募金に對する課税免除を希望しております。

D、同胞援護会岡山縣支部、経営施設は十三持つております。財源に困つておりまして、僅かに共同募金の配分金で命を繋いでおる状態であります。

從つて賣い食ひ状態にある。あと維持が一二年間だと懸念しております。

この際改組直進しについて苦慮しておるものとでありました。要望をいたしましては、一、國有建物等を私設社会事業團體へ無料貸付されたい。二、資金を得るため免稅發行、宝貨發行を許し、維持会員の職金制を認められたい。

E、岡山縣民生委員連盟、民生委員と児童委員との兼任は支障がない、司法保護委員とも兼務が望ましい、公職者との兼任ができないので、地方では良い人物を失ひ悔みがあるとのこととあります。

F、岡山縣社会事業協會、これは意見を聞く時間がありませんでした。

G、岡山縣増進場連盟、施設といったことは資料不足で経営困難。木竹工施設九つ、これはかつ／＼やつて行ける。その他十四、合計四十四であり、すが、外に小さい施設を加へれば七十六になる。現在收容者は千六百六十八名、これも経営が困難で資金は借入金五十萬圓に上つております。共同募金の配付金三十萬圓、二十三年度は損失を十七萬圓出してあります。要望、一、授産事業法の制定、二、授産施設資金の融通、三、授産事業用資材の確保。

H、岡山縣児童福祉施設協議会、これは二十三年十月に設置いたしました自発的のもので、厚生施設は百程あります。事業は一、児童問題並びに児童文化厚生施設の調査研究、二、児童問題についての資料情報の提供及び交換、三、児童福祉増進について研究、講習、講演会等の開催、四、児童福祉施設

設從事者の資質の向上並びに職能の増進。この協議会は他の社会事業團體と分派対立の途は取らない。將來これらの事業を推進して呉れる適當な團體ができるならば、直ちにそれに合流するの用意があると申しております。要望一、児童福祉施設最低基準の早急完備のため、必要な費用の補助及び資材の配給。二、保健養成所の設置。三、保育所の増設。

以上で調査報告の一を終りまして、今度は二に移ります。

二、医療及び社会事業關係收容施設の運営状況並びに收容者処遇の実態。この二項の調査事項中、前の第一項で触れたものは除きます。

A、少年の丘、これは教養院であつて、岡山縣成徳學校に保護児童收容所を併設したものであります。いい位置、いい施設であります。家庭、學校、社会の三味一体的経営方針の下に家庭教養、學校教育、職業指導を行ひ、医療保健施設を加へたもので、ますます一層の完備に努力が拂われております。即ち児童の教養も事業の経営もよく行われております。現在收容児童二百五十八名、栄養はいずれもよろしい、それは食糧が一般配給の外若干の加配がある。テラ物資や婦人会等からの贈問品がある。開墾した農耕地も一町歩に及んで榮養士を置いておるからであります。児童の逃亡は約十五%であります。職員は縣職員待遇でありますから、他の學校に勤めておつた適當な教員を採用する場合に、國家公務員法による待遇者が縣職員待遇になりますから、給與額を下げなければならぬ。併しそれでは氣の毒だから何かの方法で給與の差額を低下せしめない

ようにしなければ、今まで他におりました他の職員との均衡を失する矛盾が生じて来る、この辺の調節については適当な考慮が願いたいということであります。要望。

一、最も浮浪性の強い児童收容のため、地方に国立救護院が設置された。

二、折角の救護が無駄になるから、退院児童に対する社会の受け入れ態勢が用意された。

三、寮舎三棟と教室三室の増築、水道設備と運動場の完備、共同炊事場の改修が望ましい。

B、仁愛館、岡山市立の母子寮で保育所を附設しております。主として戦災者、引揚者中の不遇母子收容施設であります。事業は聖心愛子会が委託を受けております。このカトリック教のシスターが中心で働いておりますので、非常に整頓し、且つ清潔であります。

C、日本赤十字社病院、病院は、岡山、玉野の二つで、両方併せて病室四十八室、收容者の現在人員九十七名、うち生活保護法による者が二十六名、岡山病院は戦災に遭つておりまして、建物も以前程ではありません。経営は黒字であります。要望は一、災害救助用物資及び救護員用の被服の増配。二、引揚列車乗務救護員の乗車賃無料、又は半額割引扱い。これはちよつと附加えますと、二十二年度における姫路、岡山間の引揚列車のうち救護六十二回、救護人員が四千四百九十二名、救護職員延べ百二十五名であります。この旅費に因る。従つて今のような無料若しくは割引扱いを希望したい。

三、病院復興建築資材の優先的割当。

四、病院患者用寝具、繊維製品類の配給。五、性病治療費の補助がないから、民生委員が診療券を出しても治療が受けられない患者は縣立病院へ送らなければならない、患者も病院も共に困る、そこで適当な措置が講ぜられた。

D、聖心愛子会、先に仁愛館の委託を受けておりますカトリック教の團體の経営であります。乳児院と養護施設を兼営しております。戦災者、引揚者孤児、捨て子等現在乳児十七名、養護児百四名、施設、設備もよく整つて清潔であり、養護も徹底しております。

調査要目の第三、岡山縣岡田厚生館における事項であります。これは浮浪者收容施設、例の問題が起りました。その起りました起因として考えられます。

一、浮浪者を過度に收容したこと。問題発生当時の收容者は、男二百二十六人、女四十九人、計二百七十五名で、疊一疊に一人三分の割合であつたのであります。

二、給食事情がよくないこと、事務費不足のため保護費の一部を事務費に流用したために一般配給限度の給食事情は一層悪くなり、栄養失調者も多かつたのであります。

三、衛生的処遇がよくないこと、寢具の不足、入浴回数が非常に僅少である。診療が不十分である、清掃が不徹底である、皮膚病や性病、結核患者が非常に多い。

四、部長、班長制度を設け、ボスの關係を生ぜしめたこと。部長には当時手当を支給しておつたと言われております。

五、監禁的処遇の下に虐待的行為が

へ行われたこと、当時逃亡者は毎月平均五人、死亡者が毎月四人弱。

六、收容者の素質にもよるが、管理指導者側にも難点がなかつたでもないこと、現在の状況は在館者が九十六名、生活扶助費が一人一月平均千五百円、逃亡者は一日平均一人、死亡者は八日に一人の割合、食事は朝と夕食が雑炊でありまして、海軍食器一杯、米麦七割ぐらい、養食が普通食で米麦一合二割、誰でも衛生生活なしには生きられない今日、在館者は一般配給のみで購買はできないし、耕作地がないから、補足もつかず、配給主食の種類も平均化されていらないから、食事情は相変らずよろしくない。診療も不十分、病院に送らうにも病院でも收容力がなく、患者を入れて呉れないことがある。管理のためには監禁制度をとつてゐる。監視は解いた、従つて逃亡者は幾らか増して、地方的には不満の声があるらしく、岡山県には浮浪者が増したと言われております。授産の成績は進んでおりません。鼻緒、大工仕事、精米等であります。日雇仕事も思ひなく、働き口が少い。要するに、場所が奥地過ぎるから授産上にも、就労上にも不利である。

二、敷地が狭く、相当の農耕地がないから勤労作業上にも、食糧補足上にも便宜がない。

三、地勢の環境がよろしくない。保健上、教化上、慰養上適当でない。

四、建物、設備、共に不十分である。

これらの点から、現在延百十坪の收容室が新築中であり、浴場、洗濯場、炊事場の増築、既設建物の改修修理も

行われんとしておりますが、根本的に場所がよくないのだから、徒らに貴重な金と物と力を泥中に投げ込むようなもので、とても十分な改善の期待はかけられない。給食、診療、授産、就労強化の便宜を増して、更に逃亡の防止に資するためには、いつその際適当な場所に移轉、改築することこそ最も賢明、妥當な措置ではあるまいかと思ふのであります。

四、縣廳における座談会。A 生活保護法による保護の実態要望だけを述べます。

要望一、生活扶助額の増額。二、女子の扶助基準額増額。これは勤労婦人の實際生活に即するようにして貰いたい。三、基準額算出表及び認定基準表の区分の簡單化。四、市町村長で支給し得る扶助費を基準額まで引上げる。五、一時扶助の基準額引上。六、生活扶助の基準額引上。七、民生委員取扱事務の簡單化。八、民生委員用自動車、地下足袋等の有償配給。

B、未亡人の現況並びに保護対策。現況の詳しいことは略します。現在收容保護者は四十世帯、これは母子寮三ヶ所に收容しております。然るに尙收容を要するものが二百二十世帯あるものであります。対策といたしまして、一、母子寮の増設、これには成るべく保育所及び授産場を併設すること。

二、乳幼児保育所の増設。三、婦人職業指導施設の設置。四、婦人授産施設の設置。五、育英資金の給貸與。六、生業資金の貸與とその増額。七、生活保護費の増額。八、職業指導又は授産中の特別手当給與。岡山縣では保育所五、六十ヶ所の設置を要望しておりますが、地方の予算は成り立ちますが、

國庫補助がないから辛うじてその十分の一ぐらしか設置できないと言つております。岡山市では保育所併設の母子寮、二十五世帯、九十五名收容ものを予算四百万円計画し、國庫補助を要請しております。併し國庫補助がないからどうにも方法がつかない、いづれもそういうような声が漲つておるのであります。

以上に対して私の意見、感想は差控へまして、報告を終ります。

○委員(根本重雄) この機会に、私からも草場委員が報告になりましたので、私暫時の間席を外しておりますが、たので、十分拜承しております。草場委員が大阪の調査中暫く調査の一行から行動を別にせられた期間がありましたので、その間における事柄を少しく報告に附加して置きたいと思ひます。

先ず第一番は社会事業團體の整理統合並びにその施設の運営状況に関する調査目的に關してであります。日赤並びに済生會病院、或いは社会事業協會、民生委員連盟、それらの團體の事柄については草場委員から報告に相成つた通りであります。ただ大阪におきましては、これらの團體が、本委員會が目途といたしておりますような事柄に早くから氣を配られまして、何となく新しい時代に即應する社会事業の施設の整理統合をしなければならぬという話が、それら関係者の間において話題に上り、研究が進められ、相當な結論にまで達しておるとの報告を受けました。そうしてその結果として、中央團體との繋がりといたしては愛知縣における事情と大體大差はないのであります。大阪府下

九

9

9

9

9

9

9

におきまする各社会事業施設等の  
統合につきまは、一つの成案をす  
でに立せられておるのであります。即  
ち大阪社会福祉協議会というものを設  
立し、そして最後に述べます大阪社  
会事業協会、大阪府民生委員連盟、大  
阪市民生委員連盟、衛生都市民生委員  
連盟、大阪府児童福祉協議会、大阪府海  
外引揚援護会等は、この社会福祉協  
会の設立によつてそれ／＼円満に自然  
解消に持つて行つて統合すべきであ  
る、このように結論に到達せられてお  
るのことであります。これは社会福祉  
は一般住民の問題であつて、特に関係  
者が民主的に協力する新しい機関が  
必要である。それから社会福祉に關  
する計画は、これは民主的の協力機關  
において廣く各方面の要求を調整して作  
成する必要がある。更に又社会福祉に  
關する計画は共同基金の分配にも反映  
する必要がある。今日の民生委員並び  
に児童委員と社会福祉施設の連絡を強  
化する必要がある。このように必要性か  
らこの社会福祉協会のものを設立し  
よう、このようにこの結論のようであ  
ります。そして社会福祉協議会の組  
織といたしましては、この中に協議会  
と、専門委員会と、理事会と、事務局と  
いうものを設けて、そしてそれ／＼  
所望の運用を図つて行こう。このよう  
ようにすることがよいのではないかと  
いうことに大体各関係者の間のすでに  
了解が或る程度まで進んでおるよう  
であります。ただ慎重を期してこの問  
題を本当に良きものに仕上げるため  
に、適當なる人と適當なる時期とを今  
考慮している状態であるという報告を  
受けたのであります。これは私共とい

たしまして、日本の今後の社会事業  
団体並びにその施設のあり方について  
非常に示唆を與えるものと考えた次第  
であります。  
それからもう一つは人口問題に關し  
てであります。大阪府におきまし  
て、大阪府の議事堂でこの問題につ  
いて懇談会を開きまして、各方面の關係  
者、今村大阪府長を始めとしたし  
て、約三十名の方の出席を求めまし  
て、いろいろ懇談をいたしましたのであ  
ります。人口問題については、詳しい報  
告は省略いたしますが、我々非常に痛  
しく感じましたことは、大阪府におき  
ましては、すでに我が國の人口問題が  
非常に大なる問題であつて等閑に附す  
ることができない。従つて大阪府自身  
においても大阪府の人口問題対策を樹  
立する必要があるというので、大阪府  
並びに関係者の間に人口問題懇談会と  
いうものが今年になりまして早々に開  
かれたのであります。その人口問題懇  
談会というものが發展いたしました。  
今日では大阪府人口問題対策懇談会な  
るものができ上つておるのでありま  
す。これは今村大阪府長を会長にいた  
しまして、非常な活潑なる活動を始め  
られております。そして大阪府下に  
四十箇所の厚生結婚相談所というもの  
を設け、府立の保健所二十ヶ所の外に  
大阪市立の保健所十二ヶ所、堺市立の  
保健所その他旧來児童調節衛生相談所  
が七ヶ所ありました。これらのものを  
加えまして、四十ヶ所の厚生結婚相談  
所というものを設けて、そして受胎  
調節、人工妊娠中絶を含めるところの  
いわゆる厚生問題を積極的に行上げて  
行こうということで、五月一杯を準備  
期間といたしまして、五月中旬にそれ

れ所要の準備を整え、予算を以ちまし  
て六月から実行運動に入るといふこと  
になつて着々その準備が進められてお  
る、このように報告を受けました。そ  
うして大阪におきましては、中央にお  
いてもこの問題をできるだけ早い機会に  
おいて適當なる対策を國として持つて  
貰いたいという、このように強い要望が  
あつたのであります。  
それからその次に今度の觀察の中の  
一事項であります社会事業施設の不正  
事件の内容調査であります。私共  
の班の仕事といたしましては、堺の脳  
病院における不正事件を調査すること  
が使命の一つであつたので、そこで堺  
脳病院の事件の経過について一應報  
告申上げて置きたいと思つて、堺  
脳病院は浮浪者を收容いたしました  
して、その浮浪者の收容に絡んでい  
るの面白くない問題が起つたのであ  
ります。何故堺の脳病院に浮浪者を收  
容したかといふいきさつであります  
が、これは終戦後大阪府の駅前には山  
な浮浪者が集まつておりました。その  
数が夥しいものに達したのであります  
。府及び市及び警察は軍政部の指揮  
の下に收容に努めました。浮浪者は  
激増する一方で、軍政部からは大阪市  
内から浮浪者を一掃するやうにとい  
う命令がありましたが、戦災を免れたそ  
れら社会事業施設内はすでに満員の状  
況でありました。ところで生活保護法  
による保護機關であるところの大阪市  
は、そこで止むなく臨時的な應急の措  
置といたしまして、軍政部の了解の下  
に且つ大阪府衛生部の承諾を得まし  
て、病人の浮浪者を府下各代用精神病  
院の空病室に收容することになりまし  
たが、このときに堺脳病院にも昭和二

十二年一月から收容を開始いたしまし  
て、昭和二十三年九月までの間に延八  
千五百五十名の浮浪者を收容いたした  
のであります。即ち月平均いたしまし  
て四百七十七名であります。この中で二  
百九十九名といふものが死亡いたして  
おります。月平均三十人の死亡者を出し  
ておりました。その後大阪府におきまし  
ては、施設の充実にも努めました結果、  
昭和二十二年の一月に一部收容者の收  
容替えを行つたのであります。向  
施設が足らなかつた状況からいたしま  
して、残余の者のうち、病人でありま  
した者を軍政部及び衛生部の了解の下  
に継続して收容しておつたのでありま  
す。その後発生いたしました発疹チフ  
スの死体処理の不始末事件がありまし  
た。これは病院の監督は大阪市のみに  
任すべきでないと考えまして、大阪市  
を監督の上、大阪府、市交互にその後  
十数回に亘つて保護の状況を監査いた  
してゐるのであります。その後い  
う改善をし、その保護の万全を期し  
たと大阪府は言つてゐるのであります  
。が、昭和二十三年の九月、残余の者  
につきましては、衛生部立会の下に、精  
神病患者だけを衛生部に引継ぎまし  
て、そしてその他の者はそれ／＼こ  
の施設に收容替えをいたしました。こ  
こで初めて堺脳病院は病院本來の患者  
のみを收容することになつたのであり  
ます。ところがここに不正事件が発生  
いたしたのは、堺脳病院の不正事件に  
ついては、直接堺市警察署及び大阪地  
方檢察廳堺支部がこれを担当して取調  
べを今行なつてゐるのであります。私  
共は堺脳病院を实地に觀察し、病院長  
から事情を聴取し、向大阪府衛生部、  
大阪地方檢察廳、堺市警察署側から取

調べの経過を詳細に聴取したのであ  
ります。この事件が起ります。端緒  
は、今年の三月の二日に脳病院長の高  
橋幸雄の夫人宛に一通の脅迫状が差出  
され、その脅迫状がたゞ／＼進駐軍の  
検閲にかかつて、これが端緒になつた  
ものであります。そこで進駐軍は、大  
阪の地檢を通じて堺警察署に家宅搜索  
を指示いたしましたのであります。堺  
警察署におきましては、この進駐軍の  
指示のあります以前に、今堀井委員  
から報告いたしましたやうな岡山縣の  
岡田厚生館の問題、或いは先に起つた  
豊中縣神戶院の問題等がありまして  
ので、堺脳病院にもかくのごとき事実  
があるのではないかとすでに内偵を進  
めておつたのであります。そこで事件  
は非常に早く進歩いたしましたのであ  
ります。地檢において早速この問題の  
調査を進められました。その脅迫状の  
内容といふのは、二十万円を浜田とい  
う脅迫者がよこせといふのでありま  
す。そしてそのうちの七万五千円  
は、これは社会事業に寄附するのであ  
る、そこで堺市内淺香山のこれ／＼の  
所へこの二十万円を持つて来いとい  
う脅迫状であります。この脅迫状を出  
しました浜田光雄といふのは、元は堺  
の脳病院に收容せられておつた患者であ  
つたのであります。それがいろいろの  
ことから病院の内情をよく知つており  
まして、知り抜いておりました結果と  
いたしまして、この脅迫状を出した  
らしいのであります。不正の事実と  
いたしましては、堺脳病院が隠匿なカ  
ルテを作成してゐること、即ち凶悪犯  
人である浜田光雄は、昭和二十一年の  
四月に麻薬中毒患者としてこの堺脳病  
院に入院したが、その後二十日間で麻

集中葬は全治いたしましたにも拘わらず、その後引續いて治癒後も浮浪者の病人として取扱われてここに收容されておつたのであります。そういうカルテの作成という不正事実が現れて参りました。

更に先程申しました死体の不始末事件であります。ここで預りました死体は二百五十二死体でありまして、この死体の始末につきまして、その経緯をいたしまして、十五万七千円を受取つておるのでありますけれども、これも亦浜田光雄という者を葬儀屋に仕立てまして、つまりその葬儀屋に仕立てたわけでありまして。そうしてこれには火葬費といひまして五十円、チャッブ三十円、人夫費十円という数の金をこれに與へ、この支拂高は六万二千八百七十円、從つて差引九万四千五百八十円という死体の始末につきまして横領をしておるわけでありまして。

更に又医療費の詐取であります。大阪府においては医療費支拂いについては患者を三段階に分けてまして、即ち生活保護費のみを支給する者、それから通院治療程度の者は生活保護費と少額の医療費を支給する。それから重症患者には入院治療費を支給するといふ三つの段階に分けて指示しておつたのであります。ところが堺の脳病院はすべての患者を重症患者として所要経費を請求いたしておるのであります。そういたしまして、これによりまして、浮浪者二千二百九十六名、これは昭和二十二年一月から昭和二十三年九月までの間にこれだけの浮浪者の重症患者として請求いたしました金、八十五万六千七百七十九円という医療費を詐取いたしておるのであります。それから

更にここで働いておられます者の症状の非常に軽い者、こういう者を進駐軍の事務に就勞せしめておるのであります。労働に就かしめておるのであります。そうしてそういうことのために受取つた金は百五十三万二千円に達しております。即ち一日一人百二十円ずつ請求しております。然るにそこに働きました人に対しては、一日二十円乃至四十円しか支拂つておりません。その額が七十万円でありまして、差引八十三万二千円という巨額の金を横領いたしておるのであります。

その他物資の配給につきましては、主食の二重配給を受けておる。事務長の太田保という者が病院からも受け、自分の自宅からも受けておる。こういう二重配給を受けておる。それから主食の代替といひまして、輸入麵粉を一千ポンドを受領して、主食の二重配給によるものは大体七百八十日分である。なか／＼沢山事件の内容があるのですが、その他清酒であるとか、ビールであるとか、小麦であるとか、砂糖であるといふものは相当多額に横領し、且つこれを病院の通院者であるとか、その他の者にこれを横流ししたしております。更に又退院いたした患者も退院していないやうなふりにいたしまして、即ち幽霊人口を作つて四百五十日分の主食を詐取する、こういうたうな相当重複した不正を行なつておるのであります。これ以上細か

いことは申し上げませんが、まだなかにかあるのですけれども、時間の関係で省略いたします。實際私共は驚いたのであります。こういうような事件がなぜこの病院に起つたかということについては、原因を我々は明らかにしな

ければなりません。これも極めて簡単にいたして置きましょう。ここで我が問題にしたいのは、この代用脳病院に對します経費の支拂でありまして、これが大阪府では、この精神病院法によつて経費が拂われているのであります。大体それは今日非常に上りましたけれども、一日百二十円でありまして、ところが問題になるのは、大阪府を除きました、京都府におきましては、兵庫縣におきましては、この代用精神病院に委託收容せられております者は、生活保護費から経費が支給せられておる。そうすると、二百円以上の費用が拂われておるわけでありまして、大阪府だけは厳密に、精神病院法によつて、一日僅か百二十円の経費しか支拂われていない。そこで大阪府下の精神病院といふものの経営が立ち行かなくなつておる。その事實は大阪府下は私立の精神病院が十五ありましたのが、今日では十一まで閉鎖されておる。事実であります。残存しておるのは僅か四つの精神病院しかないものであります。いづれも皆経費が不足いたしまして閉鎖されておるといふ事実、従いまして残存しておりますこれらの病院も、止むを得ずいろいろな形において不正を行ななければ病院の経営が持続できないやうな状態に置かれておつたのであらうといふことが想像せられるのであります。これは政府におきましても、我々においても考えなければならぬ問題であつて、この精神病院法という特別法があれば、一般法に優先する建前から、大阪府がやつておりますように、精神病院法によつてやつて行くといふことが正当であらうと思ひます。生活保護法を適用するといふこと

は、これは妥當ではないと考えられます。併し事實上この経営が成立しないといふことでありますならば、精神病院法による内容を改正する必要があるのではないかと。或いは又一方には生活保護法を正式にこれらの病院にも適用せられるやうに改正される必要があるのではないかと。大阪府がやつておることが正しいのか、他の府縣がやつておることが正しいのか、これは一應批判の対象になると思ひます。

それからもう一つは、大阪府の監督の責任であります。先に申しましたように、しばしば監督はいたしておりますが、ここに收容せられておる多数の患者が、大部分これは重症患者であるといふ経費の請求を受けて、そこに何らの疑を差控えずに大阪府がこれを支給しておつたといふところに、監督上の十分注意、不注意な点がある。つまりどういふことが想像せられるのであります。そういう長い年月に亘つて請求せられておる内容について、何故不審を持たなかつたかといふことが、私共は考えられると思ひます。これは堺の病院ばかりでなく、大阪におきましては、初島学園の不正事件、それから大阪府厚生病院の不正事件、その他松原の不正事件等々、枚挙に遑がないやうに不正事件が発生しておる。これはいつかの委員会におきまして、山下委員が指摘せられましたように、この社会事業團体の運営等につきまして、厚生省の責任も重大であるといふことを考えなければならぬ。厚生行政といふものが弛緩しておるのではないかと。いふことが、いつかの委員会が指摘せられましたが、私はそれを非常に痛感するのであります。今日の読賣新聞にも、厚生

省の予防衛生研究所ですか、この庶務課長並びに会計係長が、それ／＼收賄によつて送同せられておるといふ事実、下にこういう事件があれば、上の方まで同じやうな似たやうな事件があるといふところに、我々は深い関心を持たなければならぬと思ひます。次第であります。

時間の関係で、以上を以て報告を終ります。

○小杉イ子君 報告を聞いておりますと、何一つ希望するにも予算にからんことにはできないので、できるかどうかといふことが先が分らんのでございますが、未亡人だけに十分保護を與えて貰いたいといふことを私は希望するのでございますが、ところがこの頃生活保護を受けておる人に対し、今塚本先生のおしやつた通り、調べの不行届きから、一向その受けておる人が努力心、奮発心がないという声が高いのであります。これについては、大いに調査をして頂かなければならぬことであると思ひます。私は未亡人、特に戦争未亡人の保護を主張した者であります。保護法といひまして、只今母子寮におる人は、いろいろな手仕事ならば母子同居できるので、その点私は最も適當であると思ひます。そうして母子を離さんという点から、家でできる内職の計画を立てて貰いたいと思ひます。先日私は家でできること、職種の仕事で収入を得させたいと思ふことから、厚生省にいろいろのことを伺に行きました。私が、私でできるだけこのやうな仕事をさせて貰いて、そうして一日も早く自立ができるやうに資材を與えて下さることを、そうして一日も早く依頼心をな

は、これは妥當ではないと考えられます。併し事實上この経営が成立しないといふことでありますならば、精神病院法による内容を改正する必要があるのではないかと。或いは又一方には生活保護法を正式にこれらの病院にも適用せられるやうに改正される必要があるのではないかと。大阪府がやつておることが正しいのか、他の府縣がやつておることが正しいのか、これは一應批判の対象になると思ひます。

それからもう一つは、大阪府の監督の責任であります。先に申しましたように、しばしば監督はいたしておりますが、ここに收容せられておる多数の患者が、大部分これは重症患者であるといふ経費の請求を受けて、そこに何らの疑を差控えずに大阪府がこれを支給しておつたといふところに、監督上の十分注意、不注意な点がある。つまりどういふことが想像せられるのであります。そういう長い年月に亘つて請求せられておる内容について、何故不審を持たなかつたかといふことが、私共は考えられると思ひます。これは堺の病院ばかりでなく、大阪におきましては、初島学園の不正事件、それから大阪府厚生病院の不正事件、その他松原の不正事件等々、枚挙に遑がないやうに不正事件が発生しておる。これはいつかの委員会におきまして、山下委員が指摘せられましたように、この社会事業團体の運営等につきまして、厚生省の責任も重大であるといふことを考えなければならぬ。厚生行政といふものが弛緩しておるのではないかと。いふことが、いつかの委員会が指摘せられましたが、私はそれを非常に痛感するのであります。今日の読賣新聞にも、厚生

省の予防衛生研究所ですか、この庶務課長並びに会計係長が、それ／＼收賄によつて送同せられておるといふ事実、下にこういう事件があれば、上の方まで同じやうな似たやうな事件があるといふところに、我々は深い関心を持たなければならぬと思ひます。次第であります。

時間の関係で、以上を以て報告を終ります。

○小杉イ子君 報告を聞いておりますと、何一つ希望するにも予算にからんことにはできないので、できるかどうかといふことが先が分らんのでございますが、未亡人だけに十分保護を與えて貰いたいといふことを私は希望するのでございますが、ところがこの頃生活保護を受けておる人に対し、今塚本先生のおしやつた通り、調べの不行届きから、一向その受けておる人が努力心、奮発心がないという声が高いのであります。これについては、大いに調査をして頂かなければならぬことであると思ひます。私は未亡人、特に戦争未亡人の保護を主張した者であります。保護法といひまして、只今母子寮におる人は、いろいろな手仕事ならば母子同居できるので、その点私は最も適當であると思ひます。そうして母子を離さんという点から、家でできる内職の計画を立てて貰いたいと思ひます。先日私は家でできること、職種の仕事で収入を得させたいと思ふことから、厚生省にいろいろのことを伺に行きました。私が、私でできるだけこのやうな仕事をさせて貰いて、そうして一日も早く自立ができるやうに資材を與えて下さることを、そうして一日も早く依頼心をな

は、これは妥當ではないと考えられます。併し事實上この経営が成立しないといふことでありますならば、精神病院法による内容を改正する必要があるのではないかと。或いは又一方には生活保護法を正式にこれらの病院にも適用せられるやうに改正される必要があるのではないかと。大阪府がやつておることが正しいのか、他の府縣がやつておることが正しいのか、これは一應批判の対象になると思ひます。

それからもう一つは、大阪府の監督の責任であります。先に申しましたように、しばしば監督はいたしておりますが、ここに收容せられておる多数の患者が、大部分これは重症患者であるといふ経費の請求を受けて、そこに何らの疑を差控えずに大阪府がこれを支給しておつたといふところに、監督上の十分注意、不注意な点がある。つまりどういふことが想像せられるのであります。そういう長い年月に亘つて請求せられておる内容について、何故不審を持たなかつたかといふことが、私共は考えられると思ひます。これは堺の病院ばかりでなく、大阪におきましては、初島学園の不正事件、それから大阪府厚生病院の不正事件、その他松原の不正事件等々、枚挙に遑がないやうに不正事件が発生しておる。これはいつかの委員会におきまして、山下委員が指摘せられましたように、この社会事業團体の運営等につきまして、厚生省の責任も重大であるといふことを考えなければならぬ。厚生行政といふものが弛緩しておるのではないかと。いふことが、いつかの委員会が指摘せられましたが、私はそれを非常に痛感するのであります。今日の読賣新聞にも、厚生

くさせることを努めて貰いたいという  
ことを希望しておるのでございます。

○委員(根本重蔵) 小杉委員、そ  
ういふ問題は、未亡人なり児童問題と  
して取扱いますから、そのときに一緒  
にやつて頂いたらどうかと思ひます。  
○小杉委員 ちよつと今出ましたか  
ら、草葉さんの報告について、これを  
申したのであります。

○委員(根本重蔵) それでは報告  
はこの程度にいたしました。次に児童  
福祉法の一部を改正する法律案を議題  
にいたしました。審議を続けたいと思  
ひます。先ず政府の提案説明を伺いま  
す。

○閣議大臣(林義治) 只今提案にな  
りました。児童福祉法の一部を改正す  
る法律案につきまして、提案の理由を  
御説明申し上げたいと思ひます。

児童福祉法は、廣く十八歳未満の兒  
童の健全な育成を図るため、昭和二十  
三年一月一日より施行され、國、公共  
團體、各児童福祉施設関係者及び保護  
者の努力と協力によりまして、次第に  
福祉の実効を挙げつつあるのでありま  
すが、施行後の経験に徴しまして、次  
のような理由によつてその一部を改正  
する必要が生じたのであります。

今回改正をいたしました主要な点  
は、第一に少年法との調整でありま  
す。御承知のごとく、児童福祉法は、  
満十八歳に満たない児童の福祉を目的  
としながら、「刑罰法令に類する行為  
をした」十四歳未満の児童と、「満十  
四歳以上十八歳未満」の児童であつ  
て、「その性格又は環境に照らして、特  
殊な罪を犯す虞のある」いわゆる虞犯兒  
童は、いずれも少年法によつて取扱わ

れることになつておつたのでありま  
す。

併しながら、児童の犯罪を予防する  
と共に、その不良化を防止し、これが  
保護指導を完行いたしますがために  
は、児童に対する豊かな愛情を以てす  
る医学的、心理学的及び精神医学的判  
断を内容とした指導「鑑別」と、そ  
の結果に基く適切な指導或いは性格矯  
正のための施設への送致という、一貫  
した措置が必要であり、そのための施  
設と人員が系統的に備わつてゐる児童  
福祉法による処遇に移すことが、より  
適切と考えられるのであります。こ  
ういふ理由から、刑罰法令に類する行  
爲をした十四歳未満の児童は、これを  
児童福祉法によつて扱い、満十四歳以  
上十八歳未満の虞犯児童は、これを児  
童福祉法と少年法との双方によつて扱  
えるよう少年法との間に調整を図り、  
児童福祉法の適用範囲を拡張、児童の  
福祉を徹底するようにいたしましたので  
あります。

第二に、新聞で報道された栃木、福  
島両縣下における、いわゆる児童買  
賣事件についてであります。これらの  
事件は、農家における経済的貧困を理  
由とするものではあります。が、やはり  
子を親の私物とする因襲的な家族制度  
の欠陥と、児童に対する基本的な人権の  
觀念の低さを露呈したものと見て、  
極めて遺憾なものと存するのでありま  
す。しかもこのよう不合理な慣行は、  
ただに栃木、福島両縣下のみに限らず、  
廣く全國に亘つてみられる現象であ  
ることが指摘されるのであります。

児童の自由、人権を保障し、その福祉  
を図るためには、實利を目的として他  
人の児童の養育を斡旋することを禁止  
すると共に、法令により児童を委託さ  
れた場合及び児童を單に下宿させる場  
合の外他人の児童をその家庭におく者  
に届出の義務を課し、その届出に基  
て必要な指導監督ができるようにいた  
したいのであります。

第三に、児童福祉法を地方行政の面  
で更に一段と推進いたしますため、市町  
村長の地位を明らかにし、その機能の  
強化を促したいことでもあります。即ち、  
市町村長は、児童福祉司及び児童委員  
から状況の通報及び資料の提供を求め  
ることが出来る外、児童福祉司に対し  
ては、必要な援助を、児童委員に対し  
ては、必要な指示をすることが出来る  
ようにする等の改正を行い、向、市町  
村における児童福祉の円滑な運営を図  
るため、従来中央及び都道府縣のみに  
設置せられていた児童福祉委員会に  
準じ、市町村児童福祉審議会を置く  
ことが出来るようにいたしましたのであ  
ります。

次に、現下の世状に鑑み、家庭と並  
んで社会環境の整備が、児童の健全な  
育成の見地から特に要請せられるの  
であります。とり分け児童の精神的環  
境とも申すべき書籍、出版物、玩具等  
の在り方は、児童福祉の上から特に重  
視しなければならぬのであります。  
中央及び都道府縣児童福祉審議会は児  
童福祉の問題について、廣く専門的知  
識を有せられる民間の方々を中心とし  
て構成せられており、もと／＼この問  
題について深い関心を拂ひ、研究をい  
たしておるのであります。今般この  
審議会がこのような文化財の製作者等  
に対し、その自主的な改善を促進しう  
るような規定を整備し、この面からも  
児童の福祉に遺憾なきを期して行きた  
いのであります。

以上、児童の不良化を防止する  
ため児童の背後にあつてこれを不当に  
支配している者に対する取締の規定を  
加えると共に、この法律に言う児童相  
談所又は児童福祉施設でない児童福祉  
事業を行う施設について、その指導取  
締を行うための規定を追加し、その  
他、従来療育施設の中に含まれてい  
た、盲ろうあ児施設を新に児童福祉施  
設として独立せしめる等法條の整備を  
いたしました。考えるのであります。

今日児童の問題が國家の切実な関心  
事となつております。實情に照らし、こ  
の法律案の意図するところは、極めて  
重要なことと思ひましたのでありま  
す。何とぞ御審議の上、御可決あらん  
ことを希望いたします。

○委員(根本重蔵) 只今児童局長  
は、衆議院で児童福祉法の討論が行わ  
れてゐるので、そちらへ出席中であり  
ます。局長に代りまして内藤企画課長  
が出席しております。

○山下義信君 ちよつと大臣にこの機  
会に……

○閣議大臣(林義治) ちよつと私  
から申したことがありますがから申上げ  
ます。今朝山下委員から總理大臣の  
御出席を要請せられておつたそうで  
ありますが、丁度横浜の方のその筋へ出  
張することになつておりました。時期  
が、申しましたときで立たれた後  
であつたのであります。早い機会にお  
いてこの会合に御出席をお願いまして、  
直接に人口問題のことでお話を申上げ  
る機会を作りたいと思ひておりました。  
どうかその点照しからず御了承頂きた  
いと思ひます。

できるだけ早く私の方で取計らうよ  
うにいたします。

○山下義信君 質疑してよろしくご  
さいますか。

○委員(根本重蔵) よろしくござ  
います。

○山下義信君 只今本案の提出理由に  
お述べになりましたように、実に切実  
な現下の重大な問題として考えてい  
る。こゝういふ最後のお結びでござい  
ました。本来ならばこの改正案は、非常  
に御説明の通り重大でございまして、  
これはまあ児童憲法でございまして、  
……最近の國會の慣行といつたしま  
しては、重大な法案は本會議にかけま  
して質疑が許され、それから委員會に  
移すといふようなことになつておしま  
す。すでに労働組合法等の改正案は御  
承知の通りであります。私はこれはあ  
いふ労働法規の改正案に匹敵するよ  
うな重大なことを考へる。ただ児童福  
祉法の対象者が子供でありまして、こ  
と人參りまして言ひだけの力でも持  
つておりません。黙つておればこそで  
ございまして、若しあれが一口口  
を開いて言うということになります  
という、それは実に重大でございま  
す。私共はこの言ひことのできない子  
供達に代つて審議をする、そゝういふ考  
え方で本員はこの改正案を重大に考へ  
てゐるのであります。満十八歳以下が  
対象者でございまして、人口統計を  
御覽下さいます通り、満十八歳以下  
の者を人口の中で拾いますといふと、  
三千万人以上になつておられます。そ  
ういふうな關係で、私はこの改正案は  
重大でありますから、衆議院から送  
付を待たないで當院におきまして審  
議を急いで、十分慎重にやらなければ

○閣議大臣(林義治) お打合せの上

作を待たないで、十分賣軍をやつたけれど、

ものについても十分安易に生活をして得らるるだけの方法を以て導いて行くといふことだけが、先ず児童の今後のあり方についての途ではなからうか、従つて今後の児童に對しまして、これから先種々なる施設に基きまして、悉く物質上の問題が整はんような点が多くののでありますから、私共といへば、先般の予算につきましても、相當に考慮はいたしましたわけであります。これも私達のすべての希望の通りには参りませんでしたが、かち得ましたところの予算につきましては、それらを最大の力を發揮し得られるようけるわけであります。甚だ抽象的なことであります。この具體的の案につきましては、児童局長から御説明願うことといたします。

○山下義信君　私共は政府がいろいろと児童問題に御盡力になつておりますことを多といたしております。且つ又この児童福祉法の施行以來児童問題が、我が國といたしましては画期的に取上げられ、いろいろと發展を助長されておりますこの本法の効果に、十分認めておるのであります。

す。尚より以上に完全を期したいとい  
うのが本委員達の眞意でございます。  
私は大臣と御相談申上げたいことは、  
この児童問題をただ厚生省が企画の中  
心、行政上のただ指導をするその中  
心というだけでなくいたしまして、も  
と一歩進みまして、國が子供を抱い  
やるというような意氣込みで、國が  
供の問題に乗出したという態勢を是  
取つて頂きたい。かように考えるの  
あります。私共率直に申し上げますと、

会党内閣の時代におきましては、いろいろ我が希望もいたしましたが、取敢えず経済危機を突破して、然る後という当時の止むを得ざる情勢でございしました。保守党の現内閣でありますけれども、私は國がこういう兒童問題に力強く手を延して行くという態度を是非お取り願いたい。これを大臣はどうお考え下されるか。それから、従いまして例へば最近政府もいろいろ御心配下さつて審議會をお作り下さる。これなどもいろいろ議論がありまして、これは私共公平に見て、官僚内閣臨時の審議會と違つて今日の政党内閣におきましては、お作り下さつてよろしい、而もそれが與党で以て大部分委員をお取りになりまして結構であります。それらの費用につきましても、國費を使うことは一党に偏する政務調査会的な審議會云々という議論がありますけれども、これは偏見であります。これは國會が承認いたしますれば、どうしお作りになつて力強くやつて頂いて結構であります。この意味で人口問題もお探上げ下さつて、婦人、兒童の問題につきましても、ただこれを厚生省の一部局の問題に置きまして、もつと大きくお探上げ下さるということが私は現下の実情として必要ではないかと考へるのであります。この点厚生大臣と考へまして、どうお考え下されますか、承つて置きたいと思つておられます。

○山下義信君 先程政府に質問いたしました現下の兒童の現状の實態をどう描んでおるか、それに基いての対策の根本方針をどう考へておるか、それが今回の改正案の上にとり現われておるが、この点につきまして、事務當局の御答弁を得たいと思ひます。

○政府委員(小島徳雄君) 兒童問題は只今山下委員から御質問がありましたように、非常に根本問題があるわけでありまして、この問題につきましては、いろいろの面から考へられるのであります。先ず第一に我々が考へなければならぬ問題は、今山下委員からおつしやいましたように、終戦後の時代におきましては、日本の兒童福祉法が將來如何うに發展しなければならぬかというその根本問題、兒童の美態がどうなつておるかという問題でございす。一つは終戦後今日までの問題といたしまして、一番大きく話題に上りましたものは、終戦直後非常に浮浪兒と孤兒といふものが多くなつて、これが非常に路頭に迷つておる、このやうな状態にありまして、如何うな対策を取るべきかという非常に大きな社会問題、政治問題になりましたことは御承知の通りであります。これによりまして、昭和二十一年度以來今日に至るまで約三年間に亘りまして、それぞれやつて参りましたが、殊に兒童福祉法制定後におきましては、それらの問題につきまして、科学的措置を講ずるというやうなことである、対策を練つて参りました。終戦直後から今日までで、毎年一萬数千人を救へておるのであります。それ以外にしまして、これらの問題につきましては、一面におきましては施設を整備し、一面最近におきましては、新しく施設の整備、同時に兒童福祉法の制度の改革というやうなことにございまして、これらの問題の解決に當るといふことによりまして、今日におきましては、終戦直後に非常に御承知の通り各街頭に迷つておつたところの、どこにもかしこにもおつた浮浪兒といふものが、現在におきましては殆んど大部分が保護を加へられておりまして、いわゆる浮浪兒といふものが我々の統計によつて見ますれば非常に少い、現在一千名以下というやうなふうに府縣からの報告には相成つておるのであります。かようにいたしまして、いわゆる浮浪兒とか孤兒といふ問題は、今日の段階におきましては、むしろ不備な点がありますが、大体の問題といたしましては、或る程度解決の緒に付きつたあり、大体そういう方向に向つておる。一定の方針が確立され、保護が確立されておるといふやうに我々は考へておるのであります。これにつきましては十分でないというところは無論であります、大体大きな考へ方といたしましては、そういう方向に向つておるといふやうに考へられるのであります。

○國務大臣(林銑吉君) 山下委員のおつしやること御尤もでございます。厚生省といたしましては、この兒童問題につきましては、國家的にこれを取扱ふやうな方向に向つて大いに兒童の福祉を圖つて行きたいと考へております。

第二の問題といたしましては、然らば今日非常に大きな問題は、どういふ問題であるかといふことであります。一つは、一つのいわゆる御承知の通り少年の不良化の問題、この問題があるわけ、これは非常に大きな問題でございまして、これは新しく発生する難民、引揚孤兒といふものは終戦直後極めて顯著に起つたのであります、それ以外にしまして、毎年多少起りますけれども、特別に急に発生する問題でないわけでありまして、いわゆる少年の不良化の問題につきましては、これは最近におきまして社会環境、経済環境、家庭環境等各種の影響によりまして、少年の不良化といふことが、殊に青少年におきまして相当大きく、殊に犯罪少年の大部分が若く二十五歳以下の青少年が大部分を占めておるといふこと、そればかりでなく、少年の不良化といふ傾向が非常に大きな問題になつておることにつきましては、大きな問題として取扱ふなければならぬといふやうなふうに考へております。苟も兒童福祉法の改正におきましても、今度の十四歳に満たざるころの虞犯少年の問題といふことで、法律的にはただ一つの條文として現われるのでありますけれども、兒童福祉法対策の根本問題として、ただ施設の整備といふ問題でなく、これを國家的にどう扱ふかということがより大きな問題であるのであります。この問題につきましては、我々といつたしましては、最近閣議の決定を見まして、今度兒童福祉法によれば、兒童福祉審議會といふものができ上つておるのであります。警察でありますとか、学校、市町村でありますとか、こういうものがすべての問題につきまして、一緒にになりまして対策を講ずる、或いは子供の厚生施設、或いは家庭の問題等、各種の問題があるのであります、そういう關係の者が寄り集まりまして、それ、市町村に應じまして適当な対策を講ずるやうな一つの氣運を醸成し、そういうことの完備に強力な一つの態勢を整備するといふことによりましての改正案といふものも考へられるのであります。この問

問題につきましては、これから御審議を願うところの市町村の審議會も、そういうやうな構想で、この問題は政府が現実に机上で持たせた案ではございせん、各府縣々々によりましては、すでにこの問題につきましていろいろ対策を講じておりまして、府縣全体で審議會、或いは市町村がそういう審議會、名前は審議會といふことにはなつておりませんが、子供のための協議会、或いは子供を幸福にするための組織、そういうことが段々各府縣で行われておるのであります。こういうことに対して我々といつたしましては、そういう問題につきましても非常に將來大きな問題として考へられる。その意味におきまして、この問題は單にひとり兒童の問題ばかりでなく、兒童自身に欠陥があるよりは家庭に欠陥がある、社会に欠陥がある、こういうやうなことで家庭の欠陥につきましては、いわゆる啓蒙運動が必要であります、家庭のいわゆる無關心とか、無理解とか、無監督とかいふ關係からこういう問題が起つて来るわけでありまして、こういう問題につきましては、國民運動といたしまして、そういう婦人團體とか、家庭に呼びかけるというやうな運動が必要であると考へております。そういう意味におきまして、從來とかくいたしますと、社会事業といふものが從來の社会事業團體に限定されたやうな行き方ではなくて、兒童福祉のために新聞であり、また、雑誌とか、宗教團體で以て、或いは婦人團體でありまして、ありとあらゆる團體、そういうものを通じまして、家庭に如何やうにそういうことを浸透させるかどうしようという啓蒙運動といふことが極めて我々兒童福

問題につきましては、これら御審議を願うところの市町村の審議會も、そういうやうな構想で、この問題は政府が現実に机上で持たせた案ではございせん、各府縣々々によりましては、すでにこの問題につきましていろいろ対策を講じておりまして、府縣全体で審議會、或いは市町村がそういう審議會、名前は審議會といふことにはなつておりませんが、子供のための協議会、或いは子供を幸福にするための組織、そういうことが段々各府縣で行われておるのであります。こういうことに対して我々といつたしましては、そういう問題につきましても非常に將來大きな問題として考へられる。その意味におきまして、この問題は單にひとり兒童の問題ばかりでなく、兒童自身に欠陥があるよりは家庭に欠陥がある、社会に欠陥がある、こういうやうなことで家庭の欠陥につきましては、いわゆる啓蒙運動が必要であります、家庭のいわゆる無關心とか、無理解とか、無監督とかいふ關係からこういう問題が起つて来るわけでありまして、こういう問題につきましては、國民運動といたしまして、そういう婦人團體とか、家庭に呼びかけるというやうな運動が必要であると考へております。そういう意味におきまして、從來とかくいたしますと、社会事業といふものが從來の社会事業團體に限定されたやうな行き方ではなくて、兒童福祉のために新聞であり、また、雑誌とか、宗教團體で以て、或いは婦人團體でありまして、ありとあらゆる團體、そういうものを通じまして、家庭に如何やうにそういうことを浸透させるかどうしようという啓蒙運動といふことが極めて我々兒童福

問題につきましては、これら御審議を願うところの市町村の審議會も、そういうやうな構想で、この問題は政府が現実に机上で持たせた案ではございせん、各府縣々々によりましては、すでにこの問題につきましていろいろ対策を講じておりまして、府縣全体で審議會、或いは市町村がそういう審議會、名前は審議會といふことにはなつておりませんが、子供のための協議会、或いは子供を幸福にするための組織、そういうことが段々各府縣で行われておるのであります。こういうことに対して我々といつたしましては、そういう問題につきましても非常に將來大きな問題として考へられる。その意味におきまして、この問題は單にひとり兒童の問題ばかりでなく、兒童自身に欠陥があるよりは家庭に欠陥がある、社会に欠陥がある、こういうやうなことで家庭の欠陥につきましては、いわゆる啓蒙運動が必要であります、家庭のいわゆる無關心とか、無理解とか、無監督とかいふ關係からこういう問題が起つて来るわけでありまして、こういう問題につきましては、國民運動といたしまして、そういう婦人團體とか、家庭に呼びかけるというやうな運動が必要であると考へております。そういう意味におきまして、從來とかくいたしますと、社会事業といふものが從來の社会事業團體に限定されたやうな行き方ではなくて、兒童福祉のために新聞であり、また、雑誌とか、宗教團體で以て、或いは婦人團體でありまして、ありとあらゆる團體、そういうものを通じまして、家庭に如何やうにそういうことを浸透させるかどうしようという啓蒙運動といふことが極めて我々兒童福

福祉を圖つて行きたいと考えております。それ以外におきましても毎年多少超り

社行政におきまして重要であると考え  
まして、そういう方面につきまして、  
最大の努力を拂い、幸いにいたしま  
して、最近におきましては、児童問題  
が新聞におきましても、放送などにお  
きましても、各方面におきまして、そ  
れぞれの分野におきまして、非常な関  
心を持たれて、いい意味で、多少  
悪い意味もありまされども、とにかく  
児童というものが大きな問題として  
各方面で問題にされるようになったこ  
とは、一つには社会全体が非常に関心  
を持ちつつあるという一つのいい傾向  
であると考えまして、これらの社会全  
体がさうに覚醒するというのが児童  
問題の解決に非常にいい役割を果た  
すと考えます。そういうことで、我々  
といたしましては、児童福祉法の持つ  
ております施設の整備ということも、  
予算が必ずしも十分でない、將來も十  
分にやならぬやならない問題で、我  
々も將來努力しなければならぬと思  
うが、同時にいわゆる子供のクラブ、母  
親の指導班、児童の指導班、母親ク  
ラブ、そういうような組織、或いは各種  
の民間の指導組織というものを通じま  
して、児童というもののいわゆる生活  
環境、全体を一つよくしよう、という  
ことでいろいろの組織指導というものを  
加えております。これは各府縣により  
まして、実情に應じていろいろの対  
策を講じておるのでありますが、或い  
は山梨縣におきましては、今のうちに  
子供の班、クラブというものを作つて  
これを指導する、或いは各府縣によつ  
ていろいろのやり方があるわけであり  
ますが、そういうような子供自身の指  
導班というものを、それに指導班に過  
当な指導者を得まして、そういうよう  
な組織を通じて適当な指導者の下に、  
自主的に一つ子供の生活環境をよくし  
て行こう。こういう運動というような  
ことも考えられておるのであります  
が、いろいろの面からこれらの問題に  
ついてやらなければならぬ。いわゆる  
特殊児童の問題につきましては、先程  
申し上げましたような一部の問題ばかり  
ではなく、いろいろの特殊児童の問題  
が現在尙未解決になつております。こ  
の問題につきましましては、將來とも大い  
にやらなければならぬ問題が尙山残  
つておりますが、それは又時間があり  
ますれば、詳しいことはお話し上げ  
られると思いますが、同時に今日にお  
きまして、我々が児童福祉問題につ  
いて我々としたしまして最も意を強うす  
る現象といたしましては乳幼児の健  
康の問題、最近におきまして非常に進  
歩をいたしました。これは日本におき  
ましては乳幼児の死亡率が非常に多か  
つたと言われておつた、日本のいわゆ  
る文化水準が非常に低いことを象徴す  
る最も感嘆しい事項として従来言われ  
ておつたところの乳幼児の死亡率とい  
う問題が、健康の面においては非常に  
最近におきましては改善を加えられま  
して、乳幼児の死亡率におきましては、  
曾て日本の大正八年頃と比べますと、  
約三分の一に減つて、全体といたしま  
して日本で稀に見る、未だ曾てない百  
人に六人という、縣におきましてはア  
メリカの水準に達しておるといふ縣も  
あるというふうに、乳幼児の保健の問  
題につきましましては、非常に飛躍的な進  
展を遂げたというところをこの際御報告  
申し上げます。これをこの際御報告  
申上げて置きたいと考えます。そのよ  
うに健康の問題、或いは特殊の環境に  
ある児童の問題、この問題もそれ／＼  
分野があるのでありますが、これらの  
問題につきましましては、今日までとい  
ましては、社会的に関心を持たせる  
という運動、児童福祉にありまされども  
大きな問題といたしまして、各方面に  
関心を請うという運動が児童福祉の最  
も最上であり、重要な問題であると思  
えて今日までやつて来たのであります  
が、今後の問題につきましましては、今  
いろいろ内容の改善、或いは又施設の拡  
充の問題、これらの問題につきましまして  
民間の輿論と共に政府におきましても  
できるだけ努力いたしたい、かように  
考えておるわけでありまして、  
○山下義信君 只今詳細な御答弁であ  
りました。いろいろ／＼なお心盡しです  
が、私そういうことを聞いておるのじ  
やないのです。それじや質問をしよう  
としよう。今度の改正案の結果とし  
て、いろいろ／＼児童福祉法の運営が各種  
の何といひますか、改正されておる。  
一休運営の中心をどこに置きますか。  
それに關連してお客の都合のいい  
ように、市町村長についていろいろ／＼な  
改正がされておる。これはどういふ  
わけで市町村に審議を置き、或いは市  
町村長が指導員の人事ができるように  
し、或いは児童福祉司に連絡や資料に  
ついての協力を求めたり求められたり  
する、市町村長の立場がこの福祉法の改  
正で非常に大きく取上げられた理由、  
これはどこにあるか。それで一休児童  
福祉の問題は國家の責任としてやるの  
か、或いは市町村の固有の協同関係の  
義務としてやるというような理念でこ  
ういふ市町村の立場というものの改正  
を講じておるのか。ただ単に福祉司や  
指導員との便利上からとか連絡を  
させるという程度でしたのか。根本理  
念をどう考えるか。この点を御答弁願  
いたいと思ひます。  
○政府委員(小島總務局長) 児童福祉法  
の第二條に掲げておりますように、兒  
童のこの法の責任者は保護者であると  
同時に國と地方公共團體が共に責任を  
負うことが児童福祉法の第二條に掲げ  
られておるのであります。無論児童福祉  
の問題につきましましては、國も府縣も市  
町村も同じようにその法につきましまして  
は責任があるものであります。何故市町  
村長というものを今度重点を置いたか  
と申しますと、これはそも／＼児童福  
祉法制定当時におきましての母法と考  
えられる少年補護法というものがあつ  
たのであります。少年補護法ではど  
こまでも府縣が中心であつたのであり  
ます。市町村が中心であつたのであり  
まして、現在生活保護法におきまして  
は、市町村長というものが相當大きな  
役割を果しておるわけでありまして、  
結局児童福祉行政というものは末端に  
これを徹底させることが極めて重要で  
あるというふうに我々は痛感いたしました  
のであります。その意味におきまし  
て、市町村というものは行政機關の末  
端機關として、従ひましてその市町村  
の行政機關というものが、行政機關と  
言つちや何ですが、市町村という公共  
團體がこの児童福祉につきましまして或る  
程度の権限と責任を持つていうこと  
が児童福祉法の運営上極めて必要であ  
るというところを、最近の一年間の実施  
において痛感いたしました。又府縣各  
市町村におきましても、そういう要望  
が極めて強いたのであります。折角兒  
童福祉法ができましても、末端に  
おきまして児童福祉行政が徹底しない  
という原因の一つには、どうも  
市町村長というものの地位が、所屬長  
が明らかでないという関係、或いは指  
導員に対する関係、或いは児童福祉司  
に対する関係、市町村長の職務の關係  
というものが法律上余り形式的にしか  
扱われていないということが大きな原  
因をなしておることをいろいろの方面  
の意見として拝聴したのであり  
まして、この意味において、やはり市  
町村というよりな一番行政の末端機關  
というものが、相當児童福祉法の運営  
上極めて関心が深くあらねばならぬと  
いう意味から、今回の改正におきまし  
ては市町村長というものに或る程度の  
権限を與え、責任を持つて頂く、こ  
ういふふうにいたしましたわけであります。  
○山下義信君 私も同感であります。  
只今の答弁で了承しました。私は福祉  
法の第二條にある児童の問題は、國の  
責任であると同時に地方公共團體の責  
任である、そういう意味でこれはつまり  
責任者が二つある。それは保護者など  
を加えれば別として、國と地方公共團  
體が相俟つてやるので、その建前で  
行かなければならぬと思ふ。それで只  
今の局長の答弁も了承したので、  
市町村は今後は市町村自身の責任にお  
いてでもこの児童の福祉に積極的な動  
くという体制を取らなくちゃならぬ。  
同時にそれなら市町村が一つになつた  
から國は手を抜いてもよいという、と  
それじやない。只今厚生大臣が申した  
ように、國も力強く責任を負うて進ん  
で行かなければならぬ。この理念にお  
いて、私はその点において了承した。と  
ころでその行くところ、今度の改正  
案の中で市町村に折角審議を置こう  
というのに、これが置いてもよいが置  
かんでもよいというような程度のこと

に仰せられる理由はどういうわけですか。それから先程國が力を入れるという問題に關連して、実は大臣のおるときに聴かしておいた方がいいと思つたのでありますが、踏られたのであるが、最低基準令の実施はどうします。

これは実施期が来るのだらうと思ひますが、どうやります。これこそ國の責任において力を入れるのが國なんです。そして最低基準令によるすべての施設を引上げてやる力を作つてやらなければならぬ。施設の整備は國の責任においてやらねばならぬという局長の答弁もありましたが、最低基準令の実施はできますか、準備はできますか、そこまで時は來ておるのであります。この点……

それから兒童の對象の趨勢は大局局長と同感であります。戦災者とか浮浪兒とかいう問題はこれはいわゆる静止した、もうこの程度で大体今後の新しい發展はない。今後の對象は不良兒、不良兒といふけれどもこれは少年法などに言ふところの不良兒ではない。今後の問題は貧困兒、貧困から來るところの不良性といふか、不適なそれらの兒童の對象が中心にならなければならぬ。そういうことに關して文部省で先般何か新聞を見ると、向うの文化兒童委員會といふものが、兒童白書といふものを出したという……よく詳細は分らんが、兒童局も實際の調査をしておるのだらうと思ふのでありますが、黙つてちや駄目です。それで兒童局で調査された資料がありますならば、只今申上げましたよりないらう。關連しておるところの兒童の實態に關する調査を提出して頂きたい。この点要求いたしますから、委員長からも御鞭撻願ひ

たい。そこで不良兒というよりなもの扱いの方も決して少年法や少年院法のようなもの不良兒でない、そういう意味ではないといふことを兒童局長もお考えになりますか。これは今回の少年法の關係が福祉法に入つて來ますから、よくそれをはつきりして置かないと、これからの指導問題は、法務廳からの犯罪少年や處罰少年が中心になつて來るといふ印象を與えたらこれは大変である。これは福祉法の範圍内に書いたけれども、兒童福祉法の全体から見ればちつづけなものであります。この点はどうか考えますか。でありますから、最低基準令の実施の準備如何という問題と、それから今の不良兒だといふその本質の問題と、それから市町村の責任において市町村がこれから大いに力強くやらなくちやならぬといふことに關連して、市町村の審議會の設置が隨意にしてある理由はどうかといふ、この三点であります。私はこの程度で今日は止めて置きます。他の質問は、沢山ありますが、他の同僚諸君に譲りますから、この点はつきり御答弁して置いて頂きたいと思ひます。

○政府委員(小島徳藏君) 市町村審議會を何故置か、置かならば何故市町村に義務的に置かないか、こういう御意見でございます。誠に御尤もの御意見だと思ひます。ただ我々といひまして、義務的に置かなかつたのは、全國一千万有余の市町村に法令的に直ぐ必ず義務として置くといふことがいふのか。もう少し情勢を見まして、我が適當な市町村といふものを見まして、そして漸次モデル、モデルといふものを作つて、配置といふ問題につ

いてゐる。考え方があるわけですから。迅速に一足飛びに直ぐ明日から法令で実施をやるかという問題がいか。又もう少しだ形式的に作つてしまへばいいといふのではなくて、それが本當に兒童のためにうまく運営されるような行き方にするためには或る程度の指導といふものも必要じゃないか、さうな考え方からいたしまして、一應市町村におきましては、置くことができれば、こゝろふうな一定の指導標準を作つておきますが、こゝろふうな一つの行き方で、こゝろふうなメンバード、こゝろふうな會議を開いて、こゝろふうな決定をしたから、こゝろふうにやりたいといふ具体的に細部に亘つたものを作りまして、漸次いい人がそういうものに選ばれるようにして、運営されるようなそういう行き方で指導して行つた方がいいのじやないかと。いふような考え方からいたしたのであります。或いは考えによつて、將來はちつとそういうものが成功いたしましたれば、義務的にするといふことも一つの方法かと考えますが、差当たりといったしましては、まあ形式だけを作つてしまふといふ形じやなくて、本當に關心を持つてそのものが完全に運営されるやうに行つたために、一應そういうものものを置くことができるという規定だけにいたしました。指導といひましては、できるだけそういうものが全國にできるように指導いたして行きたいといふやうに考えておるのであります。

第二に少年の不良化の問題と私が申上げましたのは、單に今犯罪少年とか處罰少年といふ問題を取上げてゐるばかりでなくて、兒童の健全なる育成、いわゆる精神的に或いは肉体的な、殊に精神的な健全なる育成という問題を主として考える、その場合におきまして、その健全なる育成のためには、うまく行かない場合において片方に不良少年といふ問題が起るわけでありま。従ひまして、我々が考えておる問題は、少年の家庭環境とか、社會環境の全般を良くして行くといふ考え方を、非常に大きく考えておるのであります。従ひまして兒童の指導組織の問題ですとか、兒童の更生施設の問題でありますとか或いはいろいろのグラフの問題でありますとか、或いは兒童の毎日の生活の實態、今の青少年といふものは何を求めて、何についてその弊害があるかといふやうな、兒童をめぐるといふ社會環境、家庭環境全般につきまして、我々といひまして兒童の福祉面からそういう部門を指導面といひまして、取上げた、かようなふうな考え方をしておるのであります。ひとり今問題のような處罰少年だけを取扱うといふのではなくて、兒童全般のそういう環境全体といふものをよく育てて行く、こゝろふうな考え方である兒童問題を考えております。

次に最低基準の問題でございますが、最低基準問題につきましては、殊に保育所につきましては、今いろいろ問題があるのではありませんが、我々といひましてはとかくいたしますと、今までの日本の行政の通弊と考へられますのは、施設を作るときには、國も府縣も市町村も非常に關心を持ち、それから市町村も關心を持つが、できなかつた點におきましては、それが如何ように運営されてゐるかという問題につきましては、從來日本においては無關心過ぎたといふ嫌ひがあるのであります。そういう意味において施設の内容について殊に兒童を扱つてゐる施設につきましては、相當の監督が要するといふ意味におきまして、最低基準の設備につきまして、或いはその職員構成につきまして、或いは日々の諸施設の運営につきまして、適當な最低基準を設けるより努力いたしたのであります。御承知の通り現在の日本の經濟状況といひまして、直ちにその改善が困難であるといふことも十分私共承知いたしておるのであります。従ひましてこの問題につきましては、できる限り猶予期間を置いて漸次それに關する限り努力して行きたい、かような考え方でありまして、この前にちよつと申上げたのであります。一應全國の福祉施設につきまして實際の改善といふものを現在調べておりました。最低基準を実施したならば、どれ程の金額が必要かといふことについて今報告を取つております。

○委員(塚本重藏君) ちよつと速記を止めて。

○委員(塚本重藏君) 速記を始め。

○政府委員(小島徳藏君) そういうわけで、我々といひまして、この問題につきまして、努力を拂つてゐるわけでございます。この問題につきまして、若し最低基準に達しない施設があつた場合どうするかという問題につきましては、無論府縣立、市町村立の問題につきましては、政府としてもできる限り補助を與えなければならぬ

りますから、委員長からも御傾聴願います。委員長の御質問に答へておきますが、この点要らないので、私は申し上げません。それから、先般の調査で、モラルというものを作つて、配置といふ問題について、児童の健全なる育成、如何ように運営されているかといふ間、きる限り補助を與えなければならぬ問題につきましては、政府としても、マシな方針は持たせていることは、そのとおりです。しかし、これは、そのうち、

し、そういう意味において補助予算も考慮いたすのでありますが、私立につきましては、御承知の通り補助ができませんという事になつております。従いまして最低基準で律する場合には相当の補手を蒙るのであります。この問題につきましては、共同募金との関係と視み合せてできるだけそういう方

いようならば、実行のできるまで五ヶ月とか六ヶ月とか最低基準令の実施を延期することにしたさなければ、それが実施期に來たけれども、予算がないから止むを得ないということです。それから止むを得ないということはいかんとす。當局はその点どう考えておりますか。

○中平常太郎君 先程から山下君の切実な質問に対して林大臣は國においてやるのだと言明されましたので、その点は我々も了承しておるのであります。が、児童福祉法というものを實際において効力を挙げるといふことになりまして、どうしても施設の完備というところが伴わなければなりません。併し施

大きな意味におきまして、児童を対象とする公園というものに対する何ら示唆が與えられていない。こういう実情である。

それから今の市町村の問題であります。が、國と市町村がやるにいたしましたけれども、市町村は必然的に必須條件にすべきである。それが抜けてしまつてる味の乗るような方法としてどういうものかを考えておるか、そういうような問題が児童福祉面において出ていないが、その点をお伺いいたします。先ずその二つだけ、時間がありませんから、今日はそのくらいにして、その質問に対する答弁を得まして、後は先にいたします。

面と連絡をいたしております。我々もいたしましては、或るべく早い機会に最低基準に施設が達し得るように、政府も民間も互いに協力するといふようにいたしたいと考えておりますが、どうしても最低基準の実施が予算の関係、施設の関係でできない場合においては、或いは現在の経過規定といふものを考えまして、その猶予期間内におきまして、適当に按配しに行く。

○政府委員(小島徳雄君) 私は最低基準の違反をやつてもいいということを考えておるのではなくて、最低基準令の中におきまして猶予期間という規定があります。従つて最低基準の條文には、適用に関する條文もありますし、或いは設備の問題につきましては、或る程度猶予期間、或いは職員構成といふようなものにつきましては、或る程度猶予期間があるわけでございます。

設は現在震災で殆んど半減しております。それがまだ十分にできていない場合に、國においてこの問題を大きく推進しようとするならば、予算を十分に取らねばならぬ。然るに二十四年度におきまして實際施設面に振り向けられる予算は何程あるか、それで大きなことを言えるかどうか。それから現在ただできておるものだけを当にしておられるようですが、一つ法律を作つた

以上は末梢の効力が非常に疑わしい。やつてもやらんでもいいということでは、児童福祉法の重大な意義といふものを市町村は感じない。必須條件だつたら市町村も極めて大事な問題であるといふことを考えますけれども、やつてもやらんでもいいという審議会であれば、若しやらんでも實める途がない。これでは児童福祉法の實際の効果を阻む國の目的に反する。だからあれ

○政府委員(小島徳雄君) いろいろ御意見がありましたのでありますが、まあその児童福祉法におきまして、児童文化といふ問題を取り上げるのに少し生溫いじやないかという御意見だと思ひます。今日我々といひましては、児童が学校における間、家庭における間、或いは又学校と家庭を除いた社会における間如何なることを実施しておるか。如何なる遊びをしておるか。如何なる

漸次その方面に行くように努力いたしたいと、かようは考えておられます。

○山下彌備君　只今の政府の市町村の審議会の設置の問題ですね、これを自由にしてある点につきましては、尙本員は了承しがたいのです。それから今の最低基準令の実施関係ですね。これが予算の関係でどうしても基準令が実行できない。或る程度まで基準を決めることも、いろいろのことと實際できることと、

す、最低基準に達しない施設が相当多いわけでございます。この問題につきましてはは府縣の兒童福祉審議会の方で意見を申して来れば、或る程度の暫予期間において、尙後まで延期ができるわけでございます。合法的にできるということになっております。私といしましては、最低基準の違反をやつてもいいというのではなくて、最低基準をいふことには、一先、

以上は、この法律によつて嚴として國があらゆる施設問題を拡充しなければならん義務がある。今までの普通の社会事情であるなら、できたものを利用するだけでよかつたが、この大事の兒童福祉法というものに準拠する立場から、その施設は國がやるか、縣がやるか、市町村がやるか、とにかくこれは法によつて明らかに定めなければならん。それがただ申訳的にあちこちに

は意見の問題になりますが、將來この問題は必ず出て来ると思ひます。それから藝能出版物刊行物の問題を取上げられたことは、これは一つの進歩であると思ひます。ただその締括りがあつておる。これでは極めて不徹底だと思ふ。今日子供用の本とか、玩具のいかかわしいものは沢山出ておる問題についていろいろ調査いたしておるのであります。が、そういう問題になりますと、結局まあ兒童の環境という問題になるのであります。が、その中でまあ出版物の関係、映画の関係、或いは紙芝居とか、或いは玩具の問題、これは年齢層によりまして、この点が多少重点が違ふのであります。が、そういう問題が兒童の問題の中で

ないといふことなれば、最低基準令の実施を延期しなければならぬ。延期せずに実施期が来た、それ最低基準に達しないものはびし／＼やつて行かなければならぬといふことになる、基準令といふものは空文に留して、一ヶ月も二ヶ月も予算がないから、ないからといふので、いい加減にしておつたのでは、これがもう根本であつて、それが死文化して行くといふことではない、さういふであつて、若し実行ができないうに考えておるのではありません。○山下義信君 それでは最低基準令の、つまり猶予期間があるのを忘れておるのもあるかも知れません。この実施期間も二三異にしてあるのもあります。その他はあれを直ちに実施なさるというお考えでございませぬ。延期なさるお考えはないのですか。

○政務委員(小島彌生君) さうに考へて、現在の施設が十倍にましましても差支えない程の人員費を使つておる。然るに施設がないために何らの効果が挙つていない。だから今年度の予算に於つてこの種の予算が何程取つておられるかを伺いたい。それから又非常に要求されておる児童文化の側が取上げられておらない。いわゆる児童公園、或いは廣い意味の厚生施設、そういう趣味を持たしめるといふ方面に十分興

いうことで二條文になつておりますけれども、我々がこの條文によつて考へておる考え方というものは極めて大きな関心を持つておるというところの一部の現れとして、法律上の形式としては一條文となつたのであります。児童文化といつても、今の児童の出版物とかがどういふふうにして、どういふふうな紙を以てどういふふうな影響を與えておるか。或いは児童映画に余りいい映画が製作されておらないとか、従つてどういふ問題についてどういふふうになすべきか、これらのすべての問題につきまして、又それに従事しておる、例えば紙芝居の問題ならば、それに従事しておる職員の素質の問題、指導の問題、こういう問題につきましては極めて深い関心を持つておるものであります。父兄によりましては、大体成る程度はこういう問題につきまして、指導面においても相當の効果を擧げておる父兄もあるものであります。今この問題を取上げましたのは、我々といつては決していふゆる兒童をめぐる環境というものが、兒童の本當の育成のために極めて重要な影響があるということに深い関心を持ちまして、そういう意味で、法律の條文といつたしましては極めて簡単な條文であります。その根柢は深い考慮の下において我々はこの指導に當つておる。従ひましてこれらの問題は主として法律條文よりも、如何にしてこれを運営指導するかという實際的活動に將來がつかつておるのであります。この問題につきまして我々も一應の案を持つておりますが、皆様の方でいろいろ又有益なる御意見がございますれば、いつでも拜聴いたしまして、これ

今日眞に子供のために必要だということを感じて、府縣、市町村等非常に努力をいたしまして、約一年間の統計によりますと、大体全國で大きい小さいはありまじやうけれども、千五百ヶ所の増設といふことになつておるのであります。我々といつたしましては、市町村等の地元の熱意に對しまして厚く感謝いたしておるのであります。こういふ市町村審議会ができて民間の輿論が起つて來ますと、政府といつたしまして、相當地元々々におきまして、子供の立場を考へて、そういうことをやつて参りたいという機運が民間に非常な盛上つて來て、それによつて解決される分野といふものが相當多いといふことを考へまして、そういう意味におきまして私共といつたしましては、そういう民間の輿論の促進といふことにつきまして、重大な関心を持つておる次第であります。向市町村の審議会の問題につきまして、なぜ義務制にしなかつたかといふことにつきまじやうは、非常に御尤もな御意見でありまして、非常な御尤もな御意見でありまして、是非とも一應我々の考へといつたしましては、先程申し上げたやうな理由でやつた次第であります。

○中平常太郎君 只今の十一億という金は……この兒童福祉施設の市町村或いは府縣などに作らしめる、或いは作るころのいわゆる補助金といふものに使われる方の側が十一億でありますか、在來の……そのことを私は先程申し上げたのであります。十一億の方はそのことでもいいのであります。

○政府委員(小島重藏君) 私の申し上げたことはちよつと誤解して申上げたのがあります。結局今より施設の増設と

いうことが公共事業費におきまして極めて困難になつた關係上、増設といふことは補修という程度に予算が削られましたもので、それから非常に少いのであります。我々といつたしましては、公共事業費と一般の大蔵省予算の關係を合せますと、約一億五千万円、こういうふうになります。

○中平常太郎君 それではあとの十億は人件費ですか。

○政府委員(小島重藏君) あとは施設のいわゆる經常費の補助でありますとか、子供の施設に入つておるいろいろ問題……

○中平常太郎君 現在使つておる側の委託費でありますか。

○政府委員(小島重藏君) さうでございます。

○中平常太郎君 今日はこの程度で又……

○山下義信君 議事進行について、委員長に希望するのであります。この改正案は非常に重大なことであります。し、問題も沢山あります。十分審議の時間を與えて頂きたいと思ひます。本案は若しお許し下さるならば、本員だけでも少くとも三日間ぐらいの質疑がございまして、又他の議員諸公も質疑がございまして、それから、それでかね合ひかね合ひはいたしますけれども、大体そういうふうな見込みでございます。十分審議の時間をお割き下さるやうに希望いたして置きます。

○委員(小島重藏君) 本日はこれを以て散會いたします。明日は午後一時から開きます。

午後三時四十九分散會  
出席者は左の通り。  
委員長 塚本 重藏君

理事 今泉 政喜君  
谷口彌三郎君  
飯井 伊介君  
委員 中平常太郎君  
山下 義臣君  
草葉 隆國君  
黒川 武雄君  
中山 壽彦君  
井上 乃夫君  
小杉 イ吉君  
國務大臣 林 義治君  
厚生大臣 淺岡 信夫君  
政府委員 厚生事務次官 木村忠二郎君  
厚生事務官(社会局長) 小島 重藏君  
厚生事務官(児童局長)

ら問題の運営が適當に行われるよう力を得て実施したいと、かように考へておるのであります。

予算の問題につきましてでございますが、これは非常にお恥かしいことですが、ありますけれども、つまり児童局としての予算として約十一億の予算が計上されることになつたのであります。無論昨年比では、非常な増大ではございますが、今日の児童の行政の重要性から考へて見ますれば、極めて貧弱な予算であるといふことに相成るのであります。問題の重点は福祉施設の増設といふことが非常に困難である、いわゆる公共事業費の枠の中におきまして、新設といふことが客觀的情勢におきまして殆んど不可能になつたといふやうな、そういうところに一つの大きな挫折を來した大きな根本の原因があるものであります。我々といつたしまして、更にそういう問題に努力いたし、皆様の十二分の御協力を頂きたいといふふうに考へておるのであります。厚生施設の問題につきまじやうも、最近におきましては昨年から今日まで統計を取つて皆様の許に御報告にもなつておるのであります。が、全國で見ますと、約千五百ヶ所のいわゆる子供の遊び場所といふものが市町村とか、民間の力によつて増設されておるのであります。最近におきましては、最近東京におきまじやうも、子供の意見や希望を聞いて見ますと、一斉に皆の意見といふものが子供の遊び場所を作つて呉れといふことが圧倒的に子供の輿論を代表しておるというところで、我々といつたしまして、そういう子供の遊び場所といふものが

今日眞に子供のために必要だということを感じて、府縣、市町村等非常に努力をいたしまして、約一年間の統計によりますと、大体全國で大きい小さいはありまじやうけれども、千五百ヶ所の増設といふことになつておるのであります。我々といつたしましては、市町村等の地元の熱意に對しまして厚く感謝いたしておるのであります。こういふ市町村審議会ができて民間の輿論が起つて來ますと、政府といつたしまして、相當地元々々におきまして、子供の立場を考へて、そういうことをやつて参りたいという機運が民間に非常な盛上つて來て、それによつて解決される分野といふものが相當多いといふことを考へまして、そういう意味におきまして私共といつたしましては、そういう民間の輿論の促進といふことにつきまして、重大な関心を持つておる次第であります。向市町村の審議会の問題につきまして、なぜ義務制にしなかつたかといふことにつきまじやうは、非常に御尤もな御意見でありまして、非常な御尤もな御意見でありまして、是非とも一應我々の考へといつたしましては、先程申し上げたやうな理由でやつた次第であります。

○中平常太郎君 只今の十一億という金は……この兒童福祉施設の市町村或いは府縣などに作らしめる、或いは作るころのいわゆる補助金といふものに使われる方の側が十一億でありますか、在來の……そのことを私は先程申し上げたのであります。十一億の方はそのことでもいいのであります。

○政府委員(小島重藏君) 私の申し上げたことはちよつと誤解して申上げたのがあります。結局今より施設の増設と

いうことが公共事業費におきまして極めて困難になつた關係上、増設といふことは補修という程度に予算が削られましたもので、それから非常に少いのであります。我々といつたしましては、公共事業費と一般の大蔵省予算の關係を合せますと、約一億五千万円、こういうふうになります。

○中平常太郎君 それではあとの十億は人件費ですか。

○政府委員(小島重藏君) あとは施設のいわゆる經常費の補助でありますとか、子供の施設に入つておるいろいろ問題……

○中平常太郎君 現在使つておる側の委託費でありますか。

○政府委員(小島重藏君) さうでございます。

○中平常太郎君 今日はこの程度で又……

○山下義信君 議事進行について、委員長に希望するのであります。この改正案は非常に重大なことであります。し、問題も沢山あります。十分審議の時間を與えて頂きたいと思ひます。本案は若しお許し下さるならば、本員だけでも少くとも三日間ぐらいの質疑がございまして、又他の議員諸公も質疑がございまして、それから、それでかね合ひかね合ひはいたしますけれども、大体そういうふうな見込みでございます。十分審議の時間をお割き下さるやうに希望いたして置きます。

○委員(小島重藏君) 本日はこれを以て散會いたします。明日は午後一時から開きます。

午後三時四十九分散會  
出席者は左の通り。  
委員長 塚本 重藏君

理事 今泉 政喜君  
谷口彌三郎君  
飯井 伊介君  
委員 中平常太郎君  
山下 義臣君  
草葉 隆國君  
黒川 武雄君  
中山 壽彦君  
井上 乃夫君  
小杉 イ吉君  
國務大臣 林 義治君  
厚生大臣 淺岡 信夫君  
政府委員 厚生事務次官 木村忠二郎君  
厚生事務官(社会局長) 小島 重藏君  
厚生事務官(児童局長)